

## 長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-3	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則</p> <p><b>1－1－2 用語の定義 26.</b></p> <p>工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものという。</p> <p>なお、デジタル工事写真的小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真的小黒板情報電子化について」（平成29年1月30日付け国技建管第10号）に基づき実施しなければならない。</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則</p> <p><b>1－1－2 用語の定義 26.</b></p> <p>工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものという。</p> <p>なお、デジタル工事写真的小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真的小黒板情報電子化についての一部改定について」（令和3年3月26日付け国技建管第21号）に基づき実施しなければならない。</p>	諸法令等の改定に伴う修正
共-1-6	<p><b>1－1－6 施工計画書 1.</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事概要</li> <li>(2) 計画工程表</li> <li>(3) 現場組織表</li> <li>(4) 安全管理</li> <li>(5) 指定機械</li> <li>(6) 主要資材</li> <li>(7) 施工方法（主要機械、主要船舶、仮設備計画及び工事用地等を含む）</li> <li>(8) 施工管理計画（施工管理担当者氏名を含む）</li> <li>(9) 緊急時の体制及び対応</li> <li>(10) 交通管理</li> <li>(11) 環境対策</li> <li>(12) 現場の就業時間</li> <li>(13) 現場作業環境の整備</li> <li>(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</li> <li>(15) 総合評価に関する事項（誓約項目、技術提案または施工計画） ※総合評価落札方式実施時のみ</li> <li>(16) その他</li> </ul>	<p><b>1－1－6 施工計画書 1.</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事概要</li> <li>(2) 計画工程表</li> <li>(3) 現場組織表</li> <li>(4) 安全管理</li> <li>(5) 指定機械</li> <li>(6) 主要資材</li> <li>(7) 施工方法（主要機械、主要船舶、仮設備計画及び工事用地等を含む）</li> <li>(8) 施工管理計画（施工管理担当者氏名を含む）</li> <li>(9) 緊急時の体制及び対応</li> <li>(10) 交通管理</li> <li>(11) 環境対策</li> <li>(12) 現場の就業時間</li> <li>(13) 現場作業環境の整備</li> <li>(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</li> <li>(15) 総合評価に関する事項（誓約項目、技術提案または施工計画） ※総合評価落札方式実施時のみ</li> <li>(16) 法定期日・所定期日（週休二日の導入）</li> <li>(17) その他</li> </ul>	施工計画書の記載内容追加 (令和6年度適用の改正労働基準法関係)
共-1-9	<p><b>1－1－18 工事の一時中止 1.</b></p> <p>発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中止については、1－1－47 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p>	<p><b>1－1－18 工事の一時中止 1.</b></p> <p>発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中止については、第1編 1－1－48 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p>	誤植

## 長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-11	<p><b>1－1－2 3 建設副産物 4.</b></p> <p>受注者は、当該工事で資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）第15条に基づく、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条に規定する建設資材に規定する特定建設資材を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画書を所定の様式に基づき作成した後、速やかに監督職員に提出してその内容を説明のうえ、公衆の見やすい場所へ掲げるものとする。また、受注者は、計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存しなければならない。</p>	<p><b>1－1－2 3 建設副産物 4.</b></p> <p>受注者は、当該工事で資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）第15条に基づく、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条に規定する建設資材に規定する特定建設資材を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画書を所定の様式に基づき作成した後、速やかに監督職員に提出してその内容を説明のうえ、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。また、受注者は、計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存しなければならない。</p>	文言の修正
共-1-11	<p><b>1－1－2 3 建設副産物 5.</b></p> <p>受注者は、当該工事で資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）第34条に基づく、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第7条に規定する指定副産物を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成した後、速やかに監督職員に提出してその内容を説明のうえ、公衆の見やすい場所へ掲げるものとする。また、受注者は、計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存しなければならない。</p>	<p><b>1－1－2 3 建設副産物 5.</b></p> <p>受注者は、当該工事で資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）第34条に基づく、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第7条に規定する指定副産物を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画書（確認結果票含む）を所定の様式に基づき作成した後、速やかに監督職員に提出してその内容を説明のうえ、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。また、受注者は、計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存しなければならない。</p>	諸法令等の改定に伴う修正、文言の修正
共-1-18	<p><b>1－1－2 6 完成検査 1.</b></p> <p>受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。</p>	<p><b>1－1－2 6 完成検査 1.</b></p> <p>受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</p>	文言の追加
共-1-22	<p><b>1－1－3 3 工事中の安全管理 17.</b></p> <p>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができるものとする。</p> <p>なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1を参考とする。</p> <p>また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号）、<b>道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月31日付け 国道利38号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）</b>、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和2年2月21日付け 国水環第115号・国水治第135号・国水保第103号・国水海第82号 水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。</p>	<p><b>1－1－3 3 工事中の安全管理 17.</b></p> <p>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができるものとする。</p> <p>なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1を参考とする。</p> <p>また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号 <b>道路局路政課長、国道・防災課長通達</b>）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和3年5月27日付け 国水環第26号・国水治第22号・国水保第8号・国水海第10号 水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。</p>	諸法令等の改定に伴う修正 諸法令等の改定に伴う修正

## 長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-24	<p><b>1－1－3 3 工事中の安全管理 30.</b></p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。また、施工段階において一時的に公共道路を開放する場合は、安全対策について施工計画書へ具体的に記載しなければならない。</p>	<p><b>1－1－3 3 工事中の安全管理 30.</b></p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（国土交通省道路局国道・技術課長通知 令和6年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。また、施工段階において一時的に公共道路を開放する場合は、安全対策について施工計画書へ具体的に記載しなければならない。</p>	諸法令等の改定に伴う修正 (交通誘導システムによる交通誘導など)
共-1-25	<p><b>1－1－3 3 工事中の安全管理 40.</b></p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させることは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施工令（令和3年6月改正 政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬することは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p><b>1－1－3 3 工事中の安全管理 40.</b></p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させることは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和4年1月改正 政令第16号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬することは、道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	諸法令等の改定に伴う修正
共-1-28	<p><b>1－1－3 7 環境対策 7.</b></p> <p>受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参考官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって監督職員と協議し、承諾を得なければならぬ。</p>	<p><b>1－1－3 7 環境対策 7.</b></p> <p>受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参考官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって監督職員と協議し、承諾を得なければならぬ。</p>	誤植
共-1-29	<p><b>1－1－4 0 諸法令の遵守 1.</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 長崎県財務規則（令和2年9月改正県規則41号）</li> <li>(8) 雇用保険法（令和3年6月改正 法律第58号）</li> <li>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和2年3月改正 法律第14号）</li> <li>(15) 道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）</li> <li>(17) 道路運送車両法（令和3年5月改正 法律第37号）</li> <li>(22) 港湾法（令和2年6月改正 法律第49号）</li> <li>(26) 下水道法（令和3年5月改正 法律第31号）</li> <li>(27) 航空法（令和3年6月改正 法律第65号）</li> <li>(41) 電気事業法（令和2年6月改正 法律第49号）</li> </ul>	<p><b>1－1－4 0 諸法令の遵守 1.</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 長崎県財務規則（令和5年12月改正県規則38号）</li> <li>(8) 雇用保険法（令和4年3月改正 法律第12号）</li> <li>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和4年3月改正 法律第12号）</li> <li>(15) 道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）</li> <li>(17) 道路運送車両法（令和4年3月改正 法律第4号）</li> <li>(22) 港湾法（令和4年3月改正 法律第7号）</li> <li>(26) 下水道法（令和4年5月改正 法律第44号）</li> <li>(27) 航空法（令和4年6月改正 法律第62号）</li> <li>(41) 電気事業法（令和4年6月改正 法律第74号）</li> </ul>	<p>諸法令等の改定に伴う修正 諸法令等の改定に伴う修正 諸法令等の改定に伴う修正</p> <p>諸法令等の改定に伴う修正 諸法令等の改定に伴う修正 諸法令等の改定に伴う修正 諸法令等の改定に伴う修正 諸法令等の改定に伴う修正 諸法令等の改定に伴う修正 諸法令等の改定に伴う修正 諸法令等の改定に伴う修正 諸法令等の改定に伴う修正</p>

## 長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-30	<p><b>1－1－40 諸法令の遵守 1.</b></p> <p>(44) 建築基準法（令和3年5月改正 法律第44号）            (62) 空港法（令和元年6月改正 法律第37号）            (66) 資源の有効な利用の促進に関する法律            (平成26年6月改正 法律第69号)            (68) 職業安定法（令和元年6月改正 法律第37号）            (69) 所得税法（令和3年5月改正 法律第37号）            (73) 電波法（令和3年3月改正 法律第19号）            (74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和2年6月改正 法律第42号）            (75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律            (令和3年6月改正 法律第58号)            (81) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律            (令和3年5月改正 法律第37号)</p>	<p><b>1－1－40 諸法令の遵守 1.</b></p> <p>(44) 建築基準法（令和4年5月改正 法律第55号）            (62) 空港法（令和4年6月改正 法律第62号）            (66) 資源の有効な利用の促進に関する法律            (令和4年5月改正 法律第46号)            (68) 職業安定法（令和4年3月改正 法律第12号）            (69) 所得税法（令和4年6月改正 法律第71号）            (73) 電波法（令和4年6月改正 法律第70号）            (74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和4年4月改正 法律第32号）            (75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律            (令和4年3月改正 法律第12号)            (81) 個人情報の保護に関する法律（令和4年5月改正 法律第54号）            (84) 都市計画法（令和4年12月改正 法律第87号）            (85) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律            (令和4年6月改正 法律第68号)            (86) 特許法（令和3年5月改正 法律第42号）</p>	諸法令等の改定に伴う修正 諸法令等の改定に伴う修正 諸法令等の改定に伴う修正 諸法令等の改定に伴う修正 諸法令等の改定に伴う修正 諸法令等の改定に伴う修正 諸法令等の改定に伴う修正 諸法令等の改定に伴う修正 諸法令等の改定に伴う修正 諸法令等の改定に伴う修正 諸法令等の改定に伴う修正 諸法令等の改定に伴う修正 諸法令等の追加 諸法令等の追加 諸法令の追加
共-1-45		<p><b>1－1－63 週休二日の対応 1.</b></p> <p>受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。            なお、週休二日は、月単位で4週8休以上の現場閉所実施に努めるものとする。</p>	条文の追加 (令和6年度適用の改正労働基準法関係)
共-1-45		<p><b>1－1－64 石綿使用の有無 1.</b></p> <p>受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあっては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。</p>	条文の追加

## 長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-2-5	<p><b>第2章 材料</b>  <b>第5節 骨材</b></p> <p><b>2-5-1 一般事項 1.</b></p> <p>JIS A 5001 (道路用碎石)  JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) 附属書A  (レディーミクストコンク  JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び碎砂)  JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材)  JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材－第2部  フェロニッケルスラグ骨材)  JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材)  JIS A 5011-4  (コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材)</p> <p>JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)  JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)  JIS A 5031  (一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した  コンクリート用溶融スラグ骨材)  JIS A 5032 (一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を  溶融固化した道路用溶融スラグ)</p>	<p><b>第2章 材料</b>  <b>第5節 骨材</b></p> <p><b>2-5-1 一般事項 1.</b></p> <p>JIS A 5001 (道路用碎石)  JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) 附属書A  (レディーミクストコンク  JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び碎砂)  JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材)  JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材－第2部  フェロニッケルスラグ骨材)  JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材)  JIS A 5011-4  (コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材)</p> <p><b>JIS A 5011-5</b>  <b>(コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材)</b></p> <p>JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)  JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)  JIS A 5031  (一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した  コンクリート用溶融スラグ骨材)  JIS A 5032 (一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を  溶融固化した道路用溶融スラグ)</p>	諸基準 (JIS) の追加
共-2-7	<p><b>2-5-2 セメントコンクリート用骨材 3.</b></p> <p>気象作用を<sup>うけない</sup>構造物に用いる細骨材は、本条2項を適用しなくてもよいものとする。</p>	<p><b>2-5-2 セメントコンクリート用骨材 3.</b></p> <p>気象作用を<sup>受けない</sup>構造物に用いる細骨材は、本条2項を適用しなくてもよいものとする。</p>	誤植
共-2-19	<p><b>第8節 セメント及び混和材料</b></p> <p><b>2-8-1 一般事項 4.</b></p> <p>受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気を<sup>うけた</sup>疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。</p>	<p><b>第8節 セメント及び混和材料</b></p> <p><b>2-8-1 一般事項 4.</b></p> <p>受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気を<sup>受けた</sup>疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。</p>	誤植

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要																												
共-2-21	<p><b>2－8－3 混和材料 5.</b> 急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編)JSCE-D 102-2018吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、平成30年10月)の規格に適合するものとする。</p>	<p><b>2－8－3 混和材料 5.</b> 急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編)<b>[2018年制定]</b>JSCE-D 102-2018吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、<b>2018</b>年10月)の規格に適合するものとする。</p>	諸基準等の改定に伴う修正																												
共-2-27	<p><b>第10節 潤青材料</b> <b>2－10－3 再生用添加剤</b> 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年12月改正 政令第34号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-30、表2-31、表2-32の規格に適合するものとする。</p>	<p><b>第10節 潤青材料</b> <b>2－10－3 再生用添加剤</b> 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和4年12月改正 政令第51号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-30、表2-31、表2-32の規格に適合するものとする。</p>	諸法令等の改定に伴う修正																												
共-2-28	<p><b>2－10－3 再生用添加剤</b> <b>表2-32 再生用添加剤の標準的性状</b> プラント再生用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動粘度 (60°C) mm<sup>2</sup>/s</td> <td>80～1,000</td> </tr> <tr> <td>引火点 °C</td> <td>230以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60°C)</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>±3以下</td> </tr> <tr> <td>密度 (15°C) g / cm<sup>3</sup></td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td>組成 (石油学会法 JPI-5S-70-10)</td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため 0.95g/cm<sup>3</sup>以上とする ことが望ましい。</p>	項目	標準的性状	動粘度 (60°C) mm <sup>2</sup> /s	80～1,000	引火点 °C	230以上	薄膜加熱後の粘度比 (60°C)	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	±3以下	密度 (15°C) g / cm <sup>3</sup>	報告	組成 (石油学会法 JPI-5S-70-10)	報告	<p><b>2－10－3 再生用添加剤</b> <b>表2-32 再生用添加剤の標準的性状</b> プラント再生用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動粘度 (60°C) mm<sup>2</sup>/s</td> <td>80～1,000</td> </tr> <tr> <td>引火点 °C</td> <td>230以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60°C)</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>±3以下</td> </tr> <tr> <td>密度 (15°C) g / cm<sup>3</sup></td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td>組成 (石油学会規格 JPI-5S-70-10)</td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため 0.95g/cm<sup>3</sup>以上とする ことが望ましい。</p>	項目	標準的性状	動粘度 (60°C) mm <sup>2</sup> /s	80～1,000	引火点 °C	230以上	薄膜加熱後の粘度比 (60°C)	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	±3以下	密度 (15°C) g / cm <sup>3</sup>	報告	組成 (石油学会規格 JPI-5S-70-10)	報告	諸基準等の改定に伴う修正
項目	標準的性状																														
動粘度 (60°C) mm <sup>2</sup> /s	80～1,000																														
引火点 °C	230以上																														
薄膜加熱後の粘度比 (60°C)	2以下																														
薄膜加熱質量変化率 %	±3以下																														
密度 (15°C) g / cm <sup>3</sup>	報告																														
組成 (石油学会法 JPI-5S-70-10)	報告																														
項目	標準的性状																														
動粘度 (60°C) mm <sup>2</sup> /s	80～1,000																														
引火点 °C	230以上																														
薄膜加熱後の粘度比 (60°C)	2以下																														
薄膜加熱質量変化率 %	±3以下																														
密度 (15°C) g / cm <sup>3</sup>	報告																														
組成 (石油学会規格 JPI-5S-70-10)	報告																														
共-3-1	<p><b>第3章 一般施工</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならぬ。 <b>なお</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	<p><b>第3章 一般施工</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならぬ。 <b>また</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	誤植																												

## 長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-1	<p><b>第3章 一般施工</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（III コンクリート橋 ・コンクリート部材編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編）（平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）</p> <p>日本道路協会 補装調査・試験法便覧（平成31年3月）</p> <p>日本道路協会 アスファルト補装工事共通仕様書解説（平成4年12月）</p> <p>日本道路協会 転圧コンクリート補装技術指針（案）（平成2年11月）</p> <p>建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和49年7月）</p> <p>建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について（平成2年9月）</p> <p>日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針（平成元年6月）</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）</p> <p>環境省 水質汚濁に係わる環境基準について（平成31年3月）</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ポーラーの設置便覧（令和3年3月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧（令和2年9月）</p> <p>全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針（平成25年10月）</p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（平成24年5月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成24年8月）</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－盛土工指針（平成22年4月）</p>	<p><b>第3章 一般施工</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（III コンクリート橋 ・コンクリート部材編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編）（平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）</p> <p>日本道路協会 補装調査・試験法便覧（平成31年3月）</p> <p>日本道路協会 アスファルト補装工事共通仕様書解説（平成4年12月）</p> <p>日本道路協会 転圧コンクリート補装技術指針（案）（平成2年11月）</p> <p>建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和49年7月）</p> <p>建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について（平成2年9月）</p> <p>日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針（平成元年6月）</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）</p> <p>環境省 水質汚濁に係わる環境基準（環境省告示第62号）（令和3年10月）</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ポーラーの設置便覧（令和3年3月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧（令和2年9月）</p> <p>全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針（平成25年10月）</p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（平成24年5月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成24年8月）</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－盛土工指針（平成22年4月）</p>	諸法令・諸基準等の改定に伴う修正

## 長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-2	<p><b>第3章 一般施工</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）      日本道路協会 道路土工擁壁工指針（平成24年7月）      日本道路協会 道路土工カルバート工指針（平成22年3月）      日本道路協会 道路土工-仮設構造物工指針（平成11年3月）      日本道路協会 斜面上の深基礎設計施工便覽（令和3年10月）      日本道路協会 補装再生便覽（平成22年11月）      日本道路協会 補装施工便覽（平成18年2月）      日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覽（平成9年12月）      建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について（昭和53年7月）      建設業労働災害防止協会      ずい道等建設工事における換気技術指針      （換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和3年4月）      建設省 道路付属物の基礎について（昭和50年7月）      国土交通省 道路標識設置基準（令和元年10月）      日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説（昭和59年10月）      建設省      土木構造物設計マニュアル（案）[土工構造物・橋梁編]（平成11年11月）      土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）[ボックスカルバート・擁壁編]（平成11年11月）      国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月）      厚生労働省      ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（令和2年7月）      国土交通省 土木構造物設計マニュアル（案）[樋門編]（平成13年12月）      国土交通省      土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）（樋門編）（平成13年12月）      日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説（平成29年3月）      労働省 騒音障害防止のためのガイドライン（平成4年10月）      厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン（平成21年4月）      土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）（平成30年10月）</p>	<p><b>第3章 一般施工</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）      日本道路協会 道路土工擁壁工指針（平成24年7月）      日本道路協会 道路土工カルバート工指針（平成22年3月）      日本道路協会 道路土工-仮設構造物工指針（平成11年3月）      日本道路協会 斜面上の深基礎設計施工便覽（令和3年10月）      日本道路協会 補装再生便覽（平成22年11月）      日本道路協会 補装施工便覽（平成18年2月）      日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覽（平成9年12月）      建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について（昭和53年7月）      建設業労働災害防止協会      ずい道等建設工事における換気技術指針      （換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和3年4月）      建設省 道路付属物の基礎について（昭和50年7月）      国土交通省 道路標識設置基準（令和元年10月）      日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説（昭和59年10月）      建設省      土木構造物設計マニュアル（案）[土工構造物・橋梁編]（平成11年11月）      土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）[ボックスカルバート・擁壁編]（平成11年11月）      国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月）      厚生労働省      ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（令和2年7月）      国土交通省 土木構造物設計マニュアル（案）[樋門編]（平成13年12月）      国土交通省      土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）（樋門編）（平成13年12月）      日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説（平成29年3月）      労働省 騒音障害防止のためのガイドライン（平成4年10月）      厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン（平成21年4月）      土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）[2018年制定]（2018年10月）      地盤工学会 地山補強土工法設計・施工マニュアル（平成23年8月）</p>	諸基準等の改定・追加に伴う修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-3	<b>第3節 共通の工種</b> <b>3-3-2 材料 4.</b> (7) 以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防鏽・防食効果が期待できる処理を施すものとする。 ①凍結防止材を散布する区間 ②交通量が非常に多い期間 ③海岸に近接する区間（飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など） ④温泉地帯など ⑤雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所	<b>第3節 共通の工種</b> <b>3-3-2 材料 4.</b> (7) 以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防鏽・防食効果が期待できる処理を施すものとする。 ①凍結防止材を散布する区間 ②交通量が非常に多い区間 ③海岸に近接する区間（飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など） ④温泉地帯など ⑤雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所	文言の修正
共-3-9	<b>3-3-7 植生工 6.</b> <p>図3-1 耳 芝</p>	<b>3-3-7 植生工 6.</b> <p>図3-1 耳 芝</p>	添付図の修正  添付図の修正
共-3-28	<b>3-3-17 支給品運搬工 2.</b> 支給品の運搬については、沿道住民に迷惑がかからないように努めなければならない。	<b>3-3-17 支給品運搬工 2.</b> 支給品の運搬については、沿道住民 <b>及び道路利用者</b> に迷惑がかからないように努めなければならない。	文言の追加
共-3-32	<b>3-4-4 既製杭工 21.</b> (9) 受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りをうける側から開始しなければならない。	<b>3-4-4 既製杭工 21.</b> (9) 受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りを受ける側から開始しなければならない。	誤植

## 長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要																
共-3-34	<p><b>3－4－5 場所打杭工 13.</b></p> <p>受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連續してコンクリートを打込み、レイターン部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、<b>設計図書</b>に示す高さまで取り壊すものとする。</p>	<p><b>3－4－5 場所打杭工 13.</b></p> <p>受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連續してコンクリートを打込み、レイターン部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、<b>設計図書</b>に示す高さまで取り壊すものとする。</p>	誤植																
共-3-42	<p><b>3－5－3 コンクリートブロック工 4.</b></p> <p>受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充填した後、天端付近に著しい空げきが生じないように入念に施工し、締固めなければならない。</p>	<p><b>3－5－3 コンクリートブロック工 4.</b></p> <p>受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充填した後、天端付近に著しい空隙が生じないように入念に施工し、締固めなければならない。</p>	誤植																
共-3-53	<p><b>3－6－5 アスファルト舗装工 4.</b></p> <p><b>表3-25 マーシャル安定度試験基準値</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定度 kN</td> <td>3.43 以上</td> </tr> <tr> <td>フロー値 (1/100 cm)</td> <td>10~40</td> </tr> <tr> <td>空げき率 (%)</td> <td>3~12</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 25 mmを超える骨材部分は、同重量だけ 25 mm~13 mmで置き換えてマーシャル安定度試験を行う。</p>	項 目	基 準 値	安定度 kN	3.43 以上	フロー値 (1/100 cm)	10~40	空げき率 (%)	3~12	<p><b>3－6－5 アスファルト舗装工 4.</b></p> <p><b>表3-25 マーシャル安定度試験基準値</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定度 kN</td> <td>3.43 以上</td> </tr> <tr> <td>フロー値 (1/100 cm)</td> <td>10~40</td> </tr> <tr> <td>空隙率 (%)</td> <td>3~12</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 25 mmを超える骨材部分は、同重量だけ 25 mm~13 mmで置き換えてマーシャル安定度試験を行う。</p>	項 目	基 準 値	安定度 kN	3.43 以上	フロー値 (1/100 cm)	10~40	空隙率 (%)	3~12	誤植
項 目	基 準 値																		
安定度 kN	3.43 以上																		
フロー値 (1/100 cm)	10~40																		
空げき率 (%)	3~12																		
項 目	基 準 値																		
安定度 kN	3.43 以上																		
フロー値 (1/100 cm)	10~40																		
空隙率 (%)	3~12																		
共-3-54	<p><b>3－6－5 アスファルト舗装工 4.</b></p> <p>(16) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。</p>	<p><b>3－6－5 アスファルト舗装工 4.</b></p> <p>(16) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、監督職員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度を決定するものとする。</p>	諸基準等の改定に伴う修正																

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要																
共-3-58	<p><b>3－6－6 コンクリート舗装工 4.</b></p> <p><b>表 3-28 マーシャル安定度試験基準値</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定度 kN</td> <td>3.43 以上</td> </tr> <tr> <td>フロー値 (1/100 cm)</td> <td>10~40</td> </tr> <tr> <td>空げき率 (%)</td> <td>3~12</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 25 mmを超える骨材部分は、同重量だけ 25 mm~13 mmで置き換えてマーシャル安定度試験を行う。</p>	項目	基 準 値	安定度 kN	3.43 以上	フロー値 (1/100 cm)	10~40	空げき率 (%)	3~12	<p><b>3－6－6 コンクリート舗装工 4.</b></p> <p><b>表 3-28 マーシャル安定度試験基準値</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定度 kN</td> <td>3.43 以上</td> </tr> <tr> <td>フロー値 (1/100 cm)</td> <td>10~40</td> </tr> <tr> <td>空隙率 (%)</td> <td>3~12</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 25 mmを超える骨材部分は、同重量だけ 25 mm~13 mmで置き換えてマーシャル安定度試験を行う。</p>	項目	基 準 値	安定度 kN	3.43 以上	フロー値 (1/100 cm)	10~40	空隙率 (%)	3~12	誤植
項目	基 準 値																		
安定度 kN	3.43 以上																		
フロー値 (1/100 cm)	10~40																		
空げき率 (%)	3~12																		
項目	基 準 値																		
安定度 kN	3.43 以上																		
フロー値 (1/100 cm)	10~40																		
空隙率 (%)	3~12																		
共-3-69	<p><b>3－7－6 サンドマット工 1.</b></p> <p>受注者は、サンドマットの施工にあたり、砂のまき出しは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。</p>	<p><b>3－7－6 サンドマット工 1.</b></p> <p>受注者は、サンドマットの施工にあたり、砂の巻出しは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。</p>	誤植																
共-3-74	<p><b>第10節 仮設工</b></p> <p><b>3－10－1 一般事項 1.</b></p> <p>本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮桟橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、共同溝仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	<p><b>第10節 仮設工</b></p> <p><b>3－10－1 一般事項 1.</b></p> <p>本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮桟橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工、<b>足場工</b>、その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	対象工種の追加																
共-3-77	<p><b>3－10－8 地下水位低下工 2.</b></p> <p>受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認に<b>つとめ</b>被害を与えないようにしなければならない。</p>	<p><b>3－10－8 地下水位低下工 2.</b></p> <p>受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認に<b>努め</b>被害を与えないようにしなければならない。</p>	誤植																
共-4-1	<p><b>第4章 土工</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。  <b>なお</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	<p><b>第4章 土工</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。  <b>また</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>																	

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要																																																																																
共-4-1	<b>第4章 土工</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> 日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月） 日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成24年8月） 日本道路協会 道路土工－盛土工指針（平成22年4月） 日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針（平成21年6月） 土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル（平成25年12月） 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月） 建設省 堤防余盛基準について（昭和44年1月） 土木研究センター ジャバキタルを用いた補強土の設計施工マニュアル（平成25年12月） 土木研究センター 多数アンカ式補強土壁工法 設計・施工マニュアル（平成26年8月） 土木研究センター 補強土（テールアブル）壁工法 設計・施工マニュアル（平成26年8月） 国土技術研究センター 河川土工マニュアル（平成21年4月） <b>国土交通省</b> 道路土工構造物技術基準（平成27年3月） 国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月） 国土交通省 発生土利用基準（平成18年8月）	<b>第4章 土工</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> 日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月） 日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成24年8月） 日本道路協会 道路土工－盛土工指針（平成22年4月） 日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針（平成21年6月） 土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル（平成25年12月） 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月） 建設省 堤防余盛基準について（昭和44年1月） 土木研究センター ジャバキタルを用いた補強土の設計施工マニュアル（平成25年12月） 土木研究センター 多数アンカ式補強土壁工法 設計・施工マニュアル（平成26年8月） 土木研究センター 補強土（テールアブル）壁工法 設計・施工マニュアル（平成26年8月） 国土技術研究センター 河川土工マニュアル（平成21年4月） <b>日本道路協会</b> 道路土工構造物技術基準・同解説（平成29年3月） 国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月） 国土交通省 発生土利用基準（平成18年8月）	諸法令・諸基準等の改定に伴う修正																																																																																
共-4-1	<b>第3節 共通土工</b> <b>4-3-1 一般事項 2.</b> <b>表4-1 土及び岩の分類表</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">名 称</th> <th>説 明</th> <th>摘 要</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>礫 質 土</td> <td>礫 混じり 土</td> <td>礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。</td> <td>礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土</td> <td>礫(G) 礫質土(G F)</td> </tr> <tr> <td>砂 質 土 及び 砂</td> <td>砂 質 土 (普通土)</td> <td>砂 パケット等に山盛り形状になりにくいもの。</td> <td>海岸砂丘の砂 マサ土</td> <td>砂(S)</td> </tr> <tr> <td>土</td> <td>砂 質 土 (普通土)</td> <td>掘削が容易で、パケット等に山盛り形状にし易く空げきの少ないもの。</td> <td>砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム</td> <td>砂(S) 砂質土(S F) シルト(M)</td> </tr> <tr> <td>粘 性 土</td> <td>粘 性 土</td> <td>パケット等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。</td> <td>ローム 粘性土</td> <td>シルト(M) 粘性土(C)</td> </tr> <tr> <td>高含水比粘性土</td> <td>高含水比粘性土</td> <td>パケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの</td> <td>条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土 (V) 有機質土(O)</td> <td>シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土 (V) 有機質土(O)</td> </tr> <tr> <td>岩 ま た は 石</td> <td>岩 塊 玉 石</td> <td>岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、パケット等に空げきのでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径 7.5 cm 以上とし、まるみのあるものを玉石とする。</td> <td>玉石まじり土、岩塊 破碎された岩、ごろごろした河床</td> <td>岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、パケット等に空隙のでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径 7.5 cm 以上とし、まるみのあるものを玉石とする。</td> </tr> </tbody> </table>	名 称			説 明	摘 要	A	B	C			礫 質 土	礫 混じり 土	礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土	礫(G) 礫質土(G F)	砂 質 土 及び 砂	砂 質 土 (普通土)	砂 パケット等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂 マサ土	砂(S)	土	砂 質 土 (普通土)	掘削が容易で、パケット等に山盛り形状にし易く空げきの少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム	砂(S) 砂質土(S F) シルト(M)	粘 性 土	粘 性 土	パケット等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土	シルト(M) 粘性土(C)	高含水比粘性土	高含水比粘性土	パケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土 (V) 有機質土(O)	シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土 (V) 有機質土(O)	岩 ま た は 石	岩 塊 玉 石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、パケット等に空げきのでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径 7.5 cm 以上とし、まるみのあるものを玉石とする。	玉石まじり土、岩塊 破碎された岩、ごろごろした河床	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、パケット等に空隙のでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径 7.5 cm 以上とし、まるみのあるものを玉石とする。	<b>第3節 共通土工</b> <b>4-3-1 一般事項 2.</b> <b>表4-1 土及び岩の分類表</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">名 称</th> <th>説 明</th> <th>摘 要</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>礫 質 土</td> <td>礫 混じり 土</td> <td>礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。</td> <td>礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土</td> <td>礫(G) 礫質土(G F)</td> </tr> <tr> <td>砂 質 土 及び 砂</td> <td>砂 質 土 (普通土)</td> <td>砂 パケット等に山盛り形状になりにくいもの。</td> <td>海岸砂丘の砂 マサ土</td> <td>砂(S)</td> </tr> <tr> <td>土</td> <td>砂 質 土 (普通土)</td> <td>掘削が容易で、パケット等に山盛り形状にし易く空隙の少ないもの。</td> <td>砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム</td> <td>砂(S) 砂質土(S F) シルト(M)</td> </tr> <tr> <td>粘 性 土</td> <td>粘 性 土</td> <td>パケット等に付着し易く空隙の多い状態になり易いものの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。</td> <td>ローム 粘性土</td> <td>シルト(M) 粘性土(C)</td> </tr> <tr> <td>高含水比粘性土</td> <td>高含水比粘性土</td> <td>パケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの</td> <td>条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土 (V) 有機質土(O)</td> <td>シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土 (V) 有機質土(O)</td> </tr> <tr> <td>岩 ま た は 石</td> <td>岩 塊 玉 石</td> <td>岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、パケット等に空隙のでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径 7.5 cm 以上とし、まるみのあるものを玉石とする。</td> <td>玉石まじり土、岩塊 破碎された岩、ごろごろした河床</td> <td>玉石まじり土、岩塊 破碎された岩、ごろごろした河床</td> </tr> </tbody> </table>	名 称			説 明	摘 要	A	B	C			礫 質 土	礫 混じり 土	礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土	礫(G) 礫質土(G F)	砂 質 土 及び 砂	砂 質 土 (普通土)	砂 パケット等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂 マサ土	砂(S)	土	砂 質 土 (普通土)	掘削が容易で、パケット等に山盛り形状にし易く空隙の少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム	砂(S) 砂質土(S F) シルト(M)	粘 性 土	粘 性 土	パケット等に付着し易く空隙の多い状態になり易いものの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土	シルト(M) 粘性土(C)	高含水比粘性土	高含水比粘性土	パケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土 (V) 有機質土(O)	シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土 (V) 有機質土(O)	岩 ま た は 石	岩 塊 玉 石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、パケット等に空隙のでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径 7.5 cm 以上とし、まるみのあるものを玉石とする。	玉石まじり土、岩塊 破碎された岩、ごろごろした河床	玉石まじり土、岩塊 破碎された岩、ごろごろした河床	誤植
名 称			説 明	摘 要																																																																															
A	B	C																																																																																	
礫 質 土	礫 混じり 土	礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土	礫(G) 礫質土(G F)																																																																															
砂 質 土 及び 砂	砂 質 土 (普通土)	砂 パケット等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂 マサ土	砂(S)																																																																															
土	砂 質 土 (普通土)	掘削が容易で、パケット等に山盛り形状にし易く空げきの少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム	砂(S) 砂質土(S F) シルト(M)																																																																															
粘 性 土	粘 性 土	パケット等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土	シルト(M) 粘性土(C)																																																																															
高含水比粘性土	高含水比粘性土	パケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土 (V) 有機質土(O)	シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土 (V) 有機質土(O)																																																																															
岩 ま た は 石	岩 塊 玉 石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、パケット等に空げきのでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径 7.5 cm 以上とし、まるみのあるものを玉石とする。	玉石まじり土、岩塊 破碎された岩、ごろごろした河床	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、パケット等に空隙のでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径 7.5 cm 以上とし、まるみのあるものを玉石とする。																																																																															
名 称			説 明	摘 要																																																																															
A	B	C																																																																																	
礫 質 土	礫 混じり 土	礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土	礫(G) 礫質土(G F)																																																																															
砂 質 土 及び 砂	砂 質 土 (普通土)	砂 パケット等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂 マサ土	砂(S)																																																																															
土	砂 質 土 (普通土)	掘削が容易で、パケット等に山盛り形状にし易く空隙の少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム	砂(S) 砂質土(S F) シルト(M)																																																																															
粘 性 土	粘 性 土	パケット等に付着し易く空隙の多い状態になり易いものの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土	シルト(M) 粘性土(C)																																																																															
高含水比粘性土	高含水比粘性土	パケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土 (V) 有機質土(O)	シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土 (V) 有機質土(O)																																																																															
岩 ま た は 石	岩 塊 玉 石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、パケット等に空隙のでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径 7.5 cm 以上とし、まるみのあるものを玉石とする。	玉石まじり土、岩塊 破碎された岩、ごろごろした河床	玉石まじり土、岩塊 破碎された岩、ごろごろした河床																																																																															

## 長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-4-3	<p><b>4－3－2 挖削工 5.</b></p> <p>受注者は、軟岩掘削及び硬岩掘削において、規定断面に仕上げた後、浮石等が残らないようにしなければならない。</p> <p>また、受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破をさけるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合には、受注者は監督職員の承諾を得た工法で修復しなければならない。</p>	<p><b>4－3－2 挖削工 5.</b></p> <p>受注者は、軟岩掘削及び硬岩掘削において、規定断面に仕上げた後、浮石等が残らないようにしなければならない。</p> <p>また、受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破を避けるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合には、受注者は監督職員の承諾を得た工法で修復しなければならない。</p>	誤植
共-4-5	<p><b>4－3－3 盛土工 11.</b></p> <p>受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないように<del>つと</del>めなければならぬ。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。</p>	<p><b>4－3－3 盛土工 11.</b></p> <p>受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民<del>及び道路利用者</del>に迷惑がかからないように<del>努</del>めなければならぬ。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。</p>	文言の追加及び誤植
共-4-5	<p><b>4－3－4 盛土補強工 2.</b></p> <p>盛土材については設計図書によるものとする。受注者は、盛土材の<del>まきだし</del>に先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>4－3－4 盛土補強工 2.</b></p> <p>盛土材については設計図書によるものとする。受注者は、盛土材の<del>巻出し</del>に先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	誤植
共-4-6	<p><b>4－3－4 盛土補強工 8.</b></p> <p>受注者は、盛土材の<del>まき</del>出し及び締固めについては、第1編4－3－3盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。<del>まき</del>出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。</p>	<p><b>4－3－4 盛土補強工 8.</b></p> <p>受注者は、盛土材の<del>巻</del>出し及び締固めについては、第1編4－3－3盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。<del>巻</del>出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。</p>	誤植
共-4-6	<p><b>4－3－6 残土処理工 2.</b></p> <p>残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないよう<del>つと</del>めなければならない。</p>	<p><b>4－3－6 残土処理工 2.</b></p> <p>残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民<del>及び道路利用者</del>に迷惑がかからないよう<del>努</del>めなければならない。</p>	文言の追加及び誤植
共-4-9	<p><b>第5節 道路土工</b></p> <p><b>4－5－4 路床盛土工 5.</b></p> <p>受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1：4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部には岩の場合1：5以上、土砂の場合1：10程度のすり付け区間を設けて路床支持力の不連続を<del>さけ</del>なければならない。</p>	<p><b>第5節 道路土工</b></p> <p><b>4－5－4 路床盛土工 5.</b></p> <p>受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1：4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部には岩の場合1：5以上、土砂の場合1：10程度のすり付け区間を設けて路床支持力の不連続を<del>避け</del>なければならない。</p>	誤植
共-5-1	<p><b>第5章 無筋・鉄筋コンクリート工</b></p> <p><b>第1節 適用 3.</b></p> <p>受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めがない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会 平成30年3月）のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>第5章 無筋・鉄筋コンクリート工</b></p> <p><b>第1節 適用 3.</b></p> <p>受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めがない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）<b>[2017年制定]</b>」（土木学会 2018年3月）のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準等の改定に伴う修正

## 長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-5-1	<p><b>第2節 適用すべき諸基準 1.</b></p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】（平成30年3月）</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】（平成30年3月）</p> <p>土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月） 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日） 国土交通省「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成14年7月31日） 土木学会 鉄筋定着・継手指針（令和2年3月） 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事（平成29年8月） 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（案）（平成28年7月） 流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月） 機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成29年3月） 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン（平成30年6月） 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン（平成30年6月） 道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン 検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成31年1月） 長崎県におけるフライアッシュコンクリートの配合・製造及び施工指針（平成27年1月）</p>	<p><b>第2節 適用すべき諸基準 1.</b></p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】[2017年制定]（2018年3月） 土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】[2017年制定]（2018年3月） 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針[2012年版]（平成24年6月） 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日） 国土交通省「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成14年7月31日） 土木学会 鉄筋定着・継手指針[2020年制定]（令和2年3月） 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事（平成29年8月） 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（案）（平成28年7月） 流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月） 機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成29年3月） 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン（平成30年6月） 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン（平成30年6月） 道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン 検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成31年1月） 長崎県におけるフライアッシュコンクリートの配合・製造及び施工指針（平成27年1月）</p>	諸基準等の改定に伴う修正
共-5-2	<p><b>第3節 レディーミクストコンクリート</b></p> <p><b>5-3-2 工場の選定 1.</b></p> <p>受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場（以下、JISマーク表示認証工場））で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等（以下、品管監査合格工場等））から選定しなければならない。これ以外の場合は、本条2、3、4項の規定によるものとする。 なお、・・・</p>	<p><b>第3節 レディーミクストコンクリート</b></p> <p><b>5-3-2 工場の選定 1.</b></p> <p>受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（令和4年6月改正 法律68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場（以下、JISマーク表示認証工場））で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等（以下、品管監査合格工場等））から選定しなければならない。これ以外の場合は、本条2、3、4項の規定によるものとする。 なお、・・・</p>	諸基準等の改定に伴う修正

## 長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-5-6	<b>第5節 現場練りコンクリート</b> <b>5-5-4 材料の計量及び練混ぜ 3.</b> (2) 受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	<b>第5節 現場練りコンクリート</b> <b>5-5-4 材料の計量及び練混ぜ 3.</b> (2) 受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）及びJSCE-I 502-2013「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	諸基準等の改定に伴う修正
共-5-8	<b>第6節 運搬・打設</b> <b>5-6-4 材料の計量及び練混ぜ 5.</b> 受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針（案）5章圧送」（土木学会 平成24年6月）の規定による。これにより難い場合は監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。また、圧送作業は、国家資格を有する者またはこれと同等以上の技能を有する者を選定するのが望ましい。	<b>第6節 運搬・打設</b> <b>5-6-4 材料の計量及び練混ぜ 5.</b> 受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針[2012年版] 5章圧送」（土木学会 平成24年6月）の規定による。これにより難い場合は監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。また、圧送作業は、国家資格を有する者またはこれと同等以上の技能を有する者を選定するのが望ましい。	諸基準等の改定に伴う修正
共-5-12	<b>第7節 鉄筋工</b> <b>5-7-3 加工 3.</b> 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会 平成30年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	<b>第7節 鉄筋工</b> <b>5-7-3 加工 3.</b> 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）[2017年制定]本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会 2018年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準等の改定に伴う修正
共-5-14	<b>5-7-6 機械式鉄筋継手 (1)</b> ②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針（令和2年3月土木学会）の信頼度II種を基本とするが、設計時にI種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。	<b>5-7-6 機械式鉄筋継手 (1)</b> ②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針[2020年制定]（令和2年3月土木学会）の信頼度II種を基本とするが、設計時にI種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。	
共-5-20	<b>第12節 水中コンクリート</b> <b>5-12-3 海水の作用を受けるコンクリート 1.</b> 受注者は、海水の作用をうけるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。	<b>第12節 水中コンクリート</b> <b>5-12-3 海水の作用を受けるコンクリート 1.</b> 受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。	諸基準等の改定に伴う修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要																																																														
河-1-1	<b>第2編 河川編</b> <b>第1章 築堤・護岸</b> <b>第1節 適用 6.</b> <p>受注者は、河川工事の仮締切、瀬がえ等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。</p>	<b>第2編 河川編</b> <b>第1章 築堤・護岸</b> <b>第1節 適用 6.</b> <p>受注者は、河川工事の仮締切、瀬替え等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。</p>	誤植																																																														
河-1-7	<p><b>第5節 法覆護岸工</b>  <b>1－5－9 多自然型護岸工 5.</b></p> <p><b>表1－7 線材の品質管理</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 試験場所</th> <th>試験項目</th> <th>規 格 値</th> <th>試 験 方 法</th> <th>試験の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">めつき工場</td> <td>線 径</td> <td><math>[3.2 \pm 0.09\text{mm}</math> <math>4.0 \pm 0.10\text{ mm}</math> <math>5.0 \pm 0.12\text{ mm}</math> <math>6.0 \pm 0.12\text{ mm}</math>]</td> <td>JISG3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>290N/mm 2以上</td> <td>JISG3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>ねじり特性</td> <td>JIS G 3547の4.3</td> <td>JISG3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">公的機関</td> <td>卷付性</td> <td>線径の1.5倍の円筒に6回以上巻付け著しい亀裂及びはく離を生じない</td> <td>JISG3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>めつき成分</td> <td>表1－7 線材の品質及び規格を参照</td> <td>原子吸光分析法またはICP発光分析法</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>めつき付着量</td> <td>表1－7 線材の品質及び規格を参照</td> <td>JISHO401 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 1巻線とはめつき工場における製造単位を言い約1tとする  注) ( )書きはかご厚30cm規格、〔 〕書きはかご厚50cm規格</p>	項目 試験場所	試験項目	規 格 値	試 験 方 法	試験の頻度	めつき工場	線 径	$[3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{ mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{ mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{ mm}$ ]	JISG3547 準拠	5巻線に1回	引張強さ	290N/mm 2以上	JISG3547 準拠	5巻線に1回	ねじり特性	JIS G 3547の4.3	JISG3547 準拠	5巻線に1回	公的機関	卷付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JISG3547 準拠	5巻線に1回	めつき成分	表1－7 線材の品質及び規格を参照	原子吸光分析法またはICP発光分析法	5巻線に1回	めつき付着量	表1－7 線材の品質及び規格を参照	JISHO401 準拠	5巻線に1回	<p><b>第5節 法覆護岸工</b>  <b>1－5－9 多自然型護岸工 5.</b></p> <p><b>表1－7 線材の品質管理</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 試験場所</th> <th>試験項目</th> <th>規 格 値</th> <th>試 験 方 法</th> <th>試験の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">めつき工場</td> <td>線 径</td> <td><math>[3.2 \pm 0.09\text{mm}</math> <math>4.0 \pm 0.10\text{ mm}</math> <math>5.0 \pm 0.12\text{ mm}</math> <math>6.0 \pm 0.12\text{ mm}</math>]</td> <td>JISG3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>290N/mm 2以上</td> <td>JISG3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>ねじり特性</td> <td>JIS G 3547の4.3</td> <td>JISG3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">公的機関</td> <td>卷付性</td> <td>線径の1.5倍の円筒に6回以上巻付け著しい亀裂及びはく離を生じない</td> <td>JISG3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>めつき成分</td> <td>表1－7 線材の品質及び規格を参照</td> <td>原子吸光分析法またはICP発光分析法</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>めつき付着量</td> <td>表1－7 線材の品質及び規格を参照</td> <td>JISG3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 1巻線とはめつき工場における製造単位を言い約1tとする  注) ( )書きはかご厚30cm規格、〔 〕書きはかご厚50cm規格</p>	項目 試験場所	試験項目	規 格 値	試 験 方 法	試験の頻度	めつき工場	線 径	$[3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{ mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{ mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{ mm}$ ]	JISG3547 準拠	5巻線に1回	引張強さ	290N/mm 2以上	JISG3547 準拠	5巻線に1回	ねじり特性	JIS G 3547の4.3	JISG3547 準拠	5巻線に1回	公的機関	卷付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JISG3547 準拠	5巻線に1回	めつき成分	表1－7 線材の品質及び規格を参照	原子吸光分析法またはICP発光分析法	5巻線に1回	めつき付着量	表1－7 線材の品質及び規格を参照	JISG3547 準拠	5巻線に1回	誤植
項目 試験場所	試験項目	規 格 値	試 験 方 法	試験の頻度																																																													
めつき工場	線 径	$[3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{ mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{ mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{ mm}$ ]	JISG3547 準拠	5巻線に1回																																																													
	引張強さ	290N/mm 2以上	JISG3547 準拠	5巻線に1回																																																													
	ねじり特性	JIS G 3547の4.3	JISG3547 準拠	5巻線に1回																																																													
公的機関	卷付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JISG3547 準拠	5巻線に1回																																																													
	めつき成分	表1－7 線材の品質及び規格を参照	原子吸光分析法またはICP発光分析法	5巻線に1回																																																													
	めつき付着量	表1－7 線材の品質及び規格を参照	JISHO401 準拠	5巻線に1回																																																													
項目 試験場所	試験項目	規 格 値	試 験 方 法	試験の頻度																																																													
めつき工場	線 径	$[3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{ mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{ mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{ mm}$ ]	JISG3547 準拠	5巻線に1回																																																													
	引張強さ	290N/mm 2以上	JISG3547 準拠	5巻線に1回																																																													
	ねじり特性	JIS G 3547の4.3	JISG3547 準拠	5巻線に1回																																																													
公的機関	卷付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JISG3547 準拠	5巻線に1回																																																													
	めつき成分	表1－7 線材の品質及び規格を参照	原子吸光分析法またはICP発光分析法	5巻線に1回																																																													
	めつき付着量	表1－7 線材の品質及び規格を参照	JISG3547 準拠	5巻線に1回																																																													

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要																																				
河-1-8	<p><b>1－5－9 多自然型護岸工 5.</b>            (8) 側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、コイルにより接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長の1/2以上(1本/m)を連結しなければならない。連結コイル線は表1－6のとおりとする。</p> <p><b>表1－6 連結コイル線</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>線径</th> <th>コイル径</th> <th>連結支点の間隔</th> <th>コイル長</th> <th>支点の間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5mm 以上</td> <td>50mm 以下</td> <td>80mm 以下</td> <td>50cm 以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	線径	コイル径	連結支点の間隔	コイル長	支点の間隔	5mm 以上	50mm 以下	80mm 以下	50cm 以上		<p><b>1－5－9 多自然型護岸工 5.</b>            (8) 側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、コイルにより接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長の1/2以上(1本/m)を連結しなければならない。連結コイル線は表1－9のとおりとする。</p> <p><b>表1－9 連結コイル線</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>線径</th> <th>コイル径</th> <th>連結支点の間隔</th> <th>コイル長</th> <th>支点の間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5mm 以上</td> <td>50mm 以下</td> <td>80mm 以下</td> <td>50cm 以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	線径	コイル径	連結支点の間隔	コイル長	支点の間隔	5mm 以上	50mm 以下	80mm 以下	50cm 以上		誤植																
線径	コイル径	連結支点の間隔	コイル長	支点の間隔																																			
5mm 以上	50mm 以下	80mm 以下	50cm 以上																																				
線径	コイル径	連結支点の間隔	コイル長	支点の間隔																																			
5mm 以上	50mm 以下	80mm 以下	50cm 以上																																				
河-1-9	<p><b>1－5－9 多自然型護岸工 6.</b>            1) 吸い出し防止シートについては、表1－8の値を満足した「河川護岸用吸引出し防止シート評価書」(建設大臣認可)を有するシートを用いることを原則とする。            なお、評価書を有しない製品についても、「公的機関による技術証明書」を有しているシートについては、監督職員と協議の上使用できるものとする。</p> <p><b>表1－8 河川護岸用吸引出し防止シート評価値</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用土質</td> <td>砂質土</td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>10mm以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引張強度</td> <td>9.81kN/m以上</td> <td>縦・横方向</td> </tr> <tr> <td>科学的安定性(強度保持率)</td> <td>70%以上 130%以下</td> <td>JIS K 7114 準拠(PH5～9)</td> </tr> <tr> <td>耐候性(強度保持率)</td> <td>70%以上 130%以下</td> <td>JIS A1410, JIS A1415 準拠</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 品質管理方法            イ) 納入される製品には、シートに①製品名②製造年月日③製造工場名が明記されていなければならない。(整理番号でも可)            ロ) 納入される製品は、以下の品質試験により管理されているものとする。            ① 「製造工場における品質試験」として、通常の生産過程において3日に1回以上の割合で行われていなければならない。            ② 「公的試験機関による品質試験」として、製品の生産過程において20,000m<sup>2</sup>に1回以上の割合で行われているもの。            ③ 品質試験の内容は、表1－9の品質及び規格とする。</p>	項目	規格	備考	適用土質	砂質土		厚さ	10mm以上		引張強度	9.81kN/m以上	縦・横方向	科学的安定性(強度保持率)	70%以上 130%以下	JIS K 7114 準拠(PH5～9)	耐候性(強度保持率)	70%以上 130%以下	JIS A1410, JIS A1415 準拠	<p><b>1－5－9 多自然型護岸工 6.</b>            1) 吸い出し防止シートについては、表1－10の値を満足した「河川護岸用吸引出し防止シート評価書」(建設大臣認可)を有するシートを用いることを原則とする。            なお、評価書を有しない製品についても、「公的機関による技術証明書」を有しているシートについては、監督職員と協議の上使用できるものとする。</p> <p><b>表1－10 河川護岸用吸引出し防止シート評価値</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用土質</td> <td>砂質土</td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>10mm以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引張強度</td> <td>9.81kN/m以上</td> <td>縦・横方向</td> </tr> <tr> <td>科学的安定性(強度保持率)</td> <td>70%以上 130%以下</td> <td>JIS K 7114 準拠(PH5～9)</td> </tr> <tr> <td>耐候性(強度保持率)</td> <td>70%以上 130%以下</td> <td>JIS A1410, JIS A1415 準拠</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 品質管理方法            イ) 納入される製品には、シートに①製品名②製造年月日③製造工場名が明記されていなければならない。(整理番号でも可)            ロ) 納入される製品は、以下の品質試験により管理されているものとする。            ① 「製造工場における品質試験」として、通常の生産過程において3日に1回以上の割合で行われていなければならない。            ② 「公的試験機関による品質試験」として、製品の生産過程において20,000m<sup>2</sup>に1回以上の割合で行われているもの。            ③ 品質試験の内容は、表1－11の品質及び規格とする。</p>	項目	規格	備考	適用土質	砂質土		厚さ	10mm以上		引張強度	9.81kN/m以上	縦・横方向	科学的安定性(強度保持率)	70%以上 130%以下	JIS K 7114 準拠(PH5～9)	耐候性(強度保持率)	70%以上 130%以下	JIS A1410, JIS A1415 準拠	誤植
項目	規格	備考																																					
適用土質	砂質土																																						
厚さ	10mm以上																																						
引張強度	9.81kN/m以上	縦・横方向																																					
科学的安定性(強度保持率)	70%以上 130%以下	JIS K 7114 準拠(PH5～9)																																					
耐候性(強度保持率)	70%以上 130%以下	JIS A1410, JIS A1415 準拠																																					
項目	規格	備考																																					
適用土質	砂質土																																						
厚さ	10mm以上																																						
引張強度	9.81kN/m以上	縦・横方向																																					
科学的安定性(強度保持率)	70%以上 130%以下	JIS K 7114 準拠(PH5～9)																																					
耐候性(強度保持率)	70%以上 130%以下	JIS A1410, JIS A1415 準拠																																					

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要																																																
河-1-10	<p><b>1－5－9 多自然型護岸工 6.</b></p> <p><b>表 1-9 品質</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>規 格</th><th>試験方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚さ</td><td>10 mm以上</td><td></td></tr> <tr> <td>密度</td><td>0.12g/cm<sup>3</sup>以上</td><td>JIS L3204</td></tr> <tr> <td>圧縮率</td><td>12%以下</td><td>JIS L3204</td></tr> <tr> <td>引張強度</td><td>10kN/mm<sup>2</sup>以上</td><td>JIS L3204</td></tr> <tr> <td>伸び率（最大強度時）</td><td>50%以上</td><td>JIS L3204</td></tr> <tr> <td>対薬品性（不溶解分）</td><td>90%以上</td><td>JIS L3204</td></tr> <tr> <td>透水係数</td><td>0.01 cm/s 以上</td><td>JIS L3204</td></tr> </tbody> </table>	項目	規 格	試験方法	厚さ	10 mm以上		密度	0.12g/cm <sup>3</sup> 以上	JIS L3204	圧縮率	12%以下	JIS L3204	引張強度	10kN/mm <sup>2</sup> 以上	JIS L3204	伸び率（最大強度時）	50%以上	JIS L3204	対薬品性（不溶解分）	90%以上	JIS L3204	透水係数	0.01 cm/s 以上	JIS L3204	<p><b>1－5－9 多自然型護岸工 6.</b></p> <p><b>表 1-11 品質</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>規 格</th><th>試験方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚さ</td><td>10 mm以上</td><td></td></tr> <tr> <td>密度</td><td>0.12g/cm<sup>3</sup>以上</td><td>JIS L3204</td></tr> <tr> <td>圧縮率</td><td>12%以下</td><td>JIS L3204</td></tr> <tr> <td>引張強度</td><td>10kN/mm<sup>2</sup>以上</td><td>JIS L3204</td></tr> <tr> <td>伸び率（最大強度時）</td><td>50%以上</td><td>JIS L3204</td></tr> <tr> <td>対薬品性（不溶解分）</td><td>90%以上</td><td>JIS L3204</td></tr> <tr> <td>透水係数</td><td>0.01 cm/s 以上</td><td>JIS L3204</td></tr> </tbody> </table>	項目	規 格	試験方法	厚さ	10 mm以上		密度	0.12g/cm <sup>3</sup> 以上	JIS L3204	圧縮率	12%以下	JIS L3204	引張強度	10kN/mm <sup>2</sup> 以上	JIS L3204	伸び率（最大強度時）	50%以上	JIS L3204	対薬品性（不溶解分）	90%以上	JIS L3204	透水係数	0.01 cm/s 以上	JIS L3204	誤植
項目	規 格	試験方法																																																	
厚さ	10 mm以上																																																		
密度	0.12g/cm <sup>3</sup> 以上	JIS L3204																																																	
圧縮率	12%以下	JIS L3204																																																	
引張強度	10kN/mm <sup>2</sup> 以上	JIS L3204																																																	
伸び率（最大強度時）	50%以上	JIS L3204																																																	
対薬品性（不溶解分）	90%以上	JIS L3204																																																	
透水係数	0.01 cm/s 以上	JIS L3204																																																	
項目	規 格	試験方法																																																	
厚さ	10 mm以上																																																		
密度	0.12g/cm <sup>3</sup> 以上	JIS L3204																																																	
圧縮率	12%以下	JIS L3204																																																	
引張強度	10kN/mm <sup>2</sup> 以上	JIS L3204																																																	
伸び率（最大強度時）	50%以上	JIS L3204																																																	
対薬品性（不溶解分）	90%以上	JIS L3204																																																	
透水係数	0.01 cm/s 以上	JIS L3204																																																	
河-3-1	<p><b>第3章 橋門・樋管</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）      国土交通省 河川砂防技術基準（令和3年4月）      （財）国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き      （平成10年11月）      国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和3年3月）      国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和3年3月）</p>	<p><b>第3章 橋門・樋管</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）      国土交通省 河川砂防技術基準（令和4年6月）      （財）国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き      （平成10年11月）      国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和4年3月）      国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和3年3月）</p>	諸基準等の改定に伴う修正																																																
河-3-3	<p><b>3－3－6 函渠工 6.</b></p> <p>（7）受注者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることが避けられない場合には、セメントミルク等でグラウトしなければならない。</p>	<p><b>3－3－6 函渠工 6.</b></p> <p>（7）受注者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることが避けられない場合には、セメントミルク等でグラウトしなければならない。</p>	誤植																																																
河-4-26	<p><b>第13節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）</b></p> <p><b>4－13－2 架設支保工（固定）</b></p> <p>支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第5章第8節型枠・支保の規定による。</p>	<p><b>第13節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）</b></p> <p><b>4－13－2 架設支保工（固定）</b></p> <p>支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第5章第8節型枠・支保の規定による。</p>	誤植																																																
河-5-1	<p><b>第5章 壁</b></p> <p><b>第1節 適用 5.</b></p> <p>受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和3年3月）の規定によらなければならぬ。</p>	<p><b>第5章 壁</b></p> <p><b>第1節 適用 5.</b></p> <p>受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和4年3月）の規定によらなければならぬ。</p>	諸基準等の改定に伴う修正																																																

## 長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
海-2-3	<p>第3編 河川海岸編 第2章 突堤・人口岬 第4節 突堤本体工</p> <p><b>2-4-4 被覆ブロック工 1.</b> 受注者は、施工箇所における海水汚濁防止に<b>つと</b>めなければならない。</p>	<p>第3編 河川海岸編 第2章 突堤・人口岬 第4節 突堤本体工</p> <p><b>2-4-4 被覆ブロック工 1.</b> 受注者は、施工箇所における海水汚濁防止に<b>努</b>めなければならない。</p>	誤植
海-2-4	<p><b>2-4-1 1 ケーソン工 12.</b> 受注者は、ゲート閉鎖は、進水に先立ちドック戸当たり近辺の異物及び埋設土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護に<b>つと</b>めなければならない。</p>	<p><b>2-4-1 1 ケーソン工 12.</b> 受注者は、ゲート閉鎖は、進水に先立ちドック戸当たり近辺の異物及び埋設土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護に<b>努</b>めなければならない。</p>	誤植
海-2-5	<p><b>2-4-1 1 ケーソン工 24.</b> 受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止に<b>つと</b>めなければならない。</p>	<p><b>2-4-1 1 ケーソン工 24.</b> 受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止に<b>努</b>めなければならない。</p>	誤植

## 長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
砂-1-1	<b>第4編 砂防・地すべり・急傾斜編</b> <b>第1章 砂防ダム</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） （平成25年10月） 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）  日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編） （平成29年11月） 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月） 砂防・地すべり技術センター 砂防ソイルセメント施工便覧 （平成28年版）	<b>第4編 砂防・地すべり・急傾斜編</b> <b>第1章 砂防ダム</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） <b>[2013年制定] (2013年10月)</b> 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） <b>[2017年制定] (2018年3月)</b> 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編） （平成29年11月） 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月） 砂防・地すべり技術センター 砂防ソイルセメント施工便覧 （平成28年版）	諸基準等の改定に伴う修正
砂-1-6	<b>第6節 コンクリートダム工</b> <b>1-6-1 一般事項 1.</b> 本節は、コンクリートダム工として作業土工（床堀り・埋戻し）、埋戻し工、コンクリートダム本体工、コンクリート側壁工、コンクリート副ダム工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>第6節 コンクリートダム工</b> <b>1-6-1 一般事項 1.</b> 本節は、コンクリートダム工として作業土工（床堀り・埋戻し）、埋戻し工、コンクリートダム本体工、コンクリート副ダム工、コンクリート側壁工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定めるものとする。	適用工種の記載順変更
砂-3-8	<b>第3章 斜面対策</b> <b>第8節 抑止杭工</b> <b>3-8-1 一般事項 3.</b> 受注者は、杭建て込みのための削孔にあたっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発をさけるように施工しなければならない。	<b>第3章 斜面対策</b> <b>第8節 抑止杭工</b> <b>3-8-1 一般事項 3.</b> 受注者は、杭建て込みのための削孔にあたっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発を避けるように施工しなければならない。	誤植
砂-3-8	<b>第3章 斜面対策</b> <b>第8節 抑止杭工</b> <b>3-8-3 既製杭工 2.</b> 受注者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水路等からの水の溢流、地盤への浸透をさけなければならない。	<b>第3章 斜面対策</b> <b>第8節 抑止杭工</b> <b>3-8-3 既製杭工 2.</b> 受注者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水路等からの水の溢流、地盤への浸透を避けなければならない。	誤植

## 長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
ダ-1-1	<b>第5編 ダム編</b> <b>第1章 コンクリートダム</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） （平成25年10月）	<b>第5編 ダム編</b> <b>第1章 コンクリートダム</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） <b>[2013年制定]</b> （2013年10月）	諸基準等の改定に伴う修正
ダ-1-2	<b>第3節 堀削工</b> <b>1－3－5 岩盤面処理 1.</b> 基礎岩盤とは、設計図書に示す予定堀削線以下の岩盤で、コンクリートダムの基礎となる岩盤をいうものとする。 なお、設計図書に示す予定堀削線は、岩質の状況により監督職員が変更する場合があるものとする。	<b>第3節 堀削工</b> <b>1－3－5 岩盤面処理 1.</b> 基礎岩盤とは、設計図書に示す予定堀削線以下の岩盤で、コンクリートダムの基礎となる岩盤をいうものとする。 なお、設計図書に示す予定堀削線は、岩質の状況により監督職員が変更を指示する場合があるものとする。	文言の修正
ダ-1-5	<b>第4節 ダムコンクリート工</b> <b>1－4－7 コンクリートの運搬 4.</b> バケットの構造は、コンクリートの投入及び排出の際に材料の分離を起こさないものであり、また、バケットからのコンクリートの排出が容易でかつ、 <b>すみやかなもの</b> とする。	<b>第4節 ダムコンクリート工</b> <b>1－4－7 コンクリートの運搬 4.</b> バケットの構造は、コンクリートの投入及び排出の際に材料の分離を起こさないものであり、また、バケットからのコンクリートの排出が容易でかつ <b>速やかなもの</b> とする。	誤植
ダ-1-6	<b>1－4－9 コンクリートの打込み 8.</b> 受注者は、異なるコンクリートを打継ぐ場合には、その移り目で、配合の急変をさけるようコンクリートを打込まなければならない。	<b>1－4－9 コンクリートの打込み 8.</b> 受注者は、異なるコンクリートを打継ぐ場合には、その移り目で、配合の急変を避けるようコンクリートを打込まなければならない。	誤植
ダ-2-1	<b>第2章 フィルダム</b> <b>第3節 堀削工</b> <b>2－3－3 過堀</b>	<b>第2章 フィルダム</b> <b>第3節 堀削工</b> <b>2－3－3 過堀り</b>	誤植
ダ-2-4	<b>第4節 盛立工</b> <b>2－4－5 コアの盛立 4.</b> 受注者は、 <b>まき</b> 出された材料が、設計図書に示す含水比を確保できない場合には、設計図書に関して、監督職員の指示に従い処置しなければならない。	<b>第4節 盛立工</b> <b>2－4－5 コアの盛立 4.</b> 受注者は、 <b>巻</b> 出された材料が、設計図書に示す含水比を確保できない場合には、設計図書に関して、監督職員の指示に従い処置しなければならない。	誤植
ダ-2-4	<b>2－4－6 フィルターの盛立 4.</b> 受注者は、 <b>まき</b> 出された材料が、設計図書に示す粒度と合致していない場合には、監督職員の指示に従い処置しなければならない。	<b>2－4－6 フィルターの盛立 4.</b> 受注者は、 <b>巻</b> 出された材料が、設計図書に示す粒度と合致していない場合には、監督職員の指示に従い処置しなければならない。	誤植
ダ-2-4	<b>2－4－7 ロックの盛立 4.</b> 受注者は、小塊を基礎地盤または基礎岩盤及びフィルター側に <b>まき</b> 出さなければならない。また、大塊は、堤体外周側になるように <b>まき</b> 出さなければならない。	<b>2－4－7 ロックの盛立 4.</b> 受注者は、小塊を基礎地盤または基礎岩盤及びフィルター側に <b>巻</b> 出さなければならない。また、大塊は、堤体外周側になるように <b>巻</b> 出さなければならない。	誤植

## 長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
道-1-1	<p><b>第6編 道路編</b>  <b>第1章 道路改良</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならぬ。</p> <p><b>なお</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定      日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説（平成29年3月）      地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、      同解説（平成24年5月）      日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）      日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）      日本道路協会 道路土工一盛土工指針（平成22年4月）      日本道路協会 道路土工一擁壁工指針（平成24年7月）      日本道路協会 道路土工一カルバート工指針（平成22年3月）      日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針（平成11年3月）      日本道路協会 道路土工一排水工指針（昭和62年6月）      全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻（平成12年9月）      （社）全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針      （平成25年10月）      日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）      日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）      土木研究センター ジオテキスタイルを用いた      補強土の設計施工マニュアル（平成25年12月）      土木研究センター 補強土（テールアルメ）      壁工法設計施工マニュアル（平成26年8月）      土木研究センター 多数アンカー式補      強土壁工法設計・施工マニュアル（平成26年8月）</p>	<p><b>第6編 道路編</b>  <b>第1章 道路改良</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならぬ。</p> <p><b>また</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定      日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説（平成29年3月）      地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、      同解説（平成24年5月）      日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）      日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）      日本道路協会 道路土工一盛土工指針（平成22年4月）      日本道路協会 道路土工一擁壁工指針（平成24年7月）      日本道路協会 道路土工一カルバート工指針（平成22年3月）      日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針（平成11年3月）      日本道路協会 道路土工一排水工指針（昭和62年6月）      全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻（平成12年9月）      （社）全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針      （平成25年10月）      日本道路協会 落石対策便覧（平成29年12月）      日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）      土木研究センター ジオテキスタイルを用いた      補強土の設計施工マニュアル（平成25年12月）      土木研究センター 補強土（テールアルメ）      壁工法設計施工マニュアル（平成26年8月）      土木研究センター 多数アンカー式補      強土壁工法設計・施工マニュアル（平成26年8月）</p>	諸基準等の改定に伴う修正、文言の修正
道-1-2	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）      日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）      （平成16年12月）      日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）      （平成16年12月）      日本みち研究所 準訂版 道路のデザイン      ー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）      日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン      （平成29年11月）</p>	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）      日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）      （平成16年12月）      日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）      （平成16年12月）      日本みち研究所 準訂版 道路のデザイン      ー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）      日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン      （平成29年11月）</p>	諸基準等の改定に伴う修正

## 長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要																																																
道-2-6	<p><b>第2章 補装</b> <b>第3節 補装工</b> <b>2-3-9 グースアスファルト舗装工 6.</b> 表2-7 接着剤の規格鋼床版用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規格値 ゴムアスファルト系</th> <th>試験法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>50以上</td> <td>JIS K 6833-1, 2</td> </tr> <tr> <td>粘度(25°C) [Poise(Pa·s)]</td> <td>5(0.5)以下</td> <td>JIS K 6833-1, 2</td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間(分)</td> <td>90以下</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>低温風曲試験(-10°C、3mm)</td> <td>合格</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>基盤目試験(点)</td> <td>10</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験(点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5664</td> </tr> <tr> <td>塩水暴露試験後の基盤目試験(点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：基盤目試験の判定点は(財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。</p>	項目	規格値 ゴムアスファルト系	試験法	不揮発分 (%)	50以上	JIS K 6833-1, 2	粘度(25°C) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1, 2	指触乾燥時間(分)	90以下	JIS K 5600	低温風曲試験(-10°C、3mm)	合格	JIS K 5600	基盤目試験(点)	10	JIS K 5600	耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5664	塩水暴露試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5600	<p><b>第2章 補装</b> <b>第3節 補装工</b> <b>2-3-9 グースアスファルト舗装工 6.</b> 表2-7 接着剤の規格鋼床版用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規格値 ゴムアスファルト系</th> <th>試験法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>50以上</td> <td>JIS K 6833-1, 2</td> </tr> <tr> <td>粘度(25°C) [Poise(Pa·s)]</td> <td>5(0.5)以下</td> <td>JIS K 6833-1, 2</td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間(分)</td> <td>90以下</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>低温風曲試験(-10°C、3mm)</td> <td>合格</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>基盤目試験(点)</td> <td>10</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験(点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>塩水暴露試験後の基盤目試験(点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：基盤目試験の判定点は(財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。</p>	項目	規格値 ゴムアスファルト系	試験法	不揮発分 (%)	50以上	JIS K 6833-1, 2	粘度(25°C) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1, 2	指触乾燥時間(分)	90以下	JIS K 5600	低温風曲試験(-10°C、3mm)	合格	JIS K 5600	基盤目試験(点)	10	JIS K 5600	耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5600	塩水暴露試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5600	諸基準等の改定に伴う修正
項目	規格値 ゴムアスファルト系	試験法																																																	
不揮発分 (%)	50以上	JIS K 6833-1, 2																																																	
粘度(25°C) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1, 2																																																	
指触乾燥時間(分)	90以下	JIS K 5600																																																	
低温風曲試験(-10°C、3mm)	合格	JIS K 5600																																																	
基盤目試験(点)	10	JIS K 5600																																																	
耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5664																																																	
塩水暴露試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5600																																																	
項目	規格値 ゴムアスファルト系	試験法																																																	
不揮発分 (%)	50以上	JIS K 6833-1, 2																																																	
粘度(25°C) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1, 2																																																	
指触乾燥時間(分)	90以下	JIS K 5600																																																	
低温風曲試験(-10°C、3mm)	合格	JIS K 5600																																																	
基盤目試験(点)	10	JIS K 5600																																																	
耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5600																																																	
塩水暴露試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5600																																																	
道-2-10	<p><b>第4節 排水構造物工</b> <b>2-4-1 一般事項 2.</b></p> <p>排水構造物工（路面排水工）の施工については、道路土工要領排水施設施工の規定及び本編2-4-3側溝工、2-4-5集水溝（街渠溝）・マンホール工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>第4節 排水構造物工</b> <b>2-4-1 一般事項 2.</b></p> <p>排水構造物工（路面排水工）の施工については、道路土工要領排水施設施工の規定及び本編2-4-3側溝工、<b>本編2-4-5集水溝（街渠溝）</b>・マンホール工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	文言の修正																																																
道-2-13	<p><b>第7節 防護柵工</b> <b>2-7-1 一般事項 3.</b></p> <p>受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説／ポラードの設置便覧4-1. 施工」（日本道路協会、令和3年3月）の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、及び第1編3-3-11路側防護柵工、3-3-10防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>第7節 防護柵工</b> <b>2-7-1 一般事項 3.</b></p> <p>受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説／ポラードの設置便覧4-1. 施工」（日本道路協会、令和3年3月）の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、及び第1編3-3-11路側防護柵工、<b>第1編3-3-10防止柵工</b>の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	文言の修正																																																

## 長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
道-2-14	<p><b>第8節 標識工</b> <b>2-8-1 一般事項 3.</b></p> <p>受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章 道路標識の設計、施工」（日本道路協会、令和2年6月）の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定第1編3-3-9 小型標識工の規定、3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定3-10-5 土留・仮縫切工の規定及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識、標示業協会 令和元年8月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>第8節 標識工</b> <b>2-8-1 一般事項 3.</b></p> <p>受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章 道路標識の設計、施工」（日本道路協会、令和2年6月）の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第1編3-3-9 小型標識工の規定、<b>第1編</b>3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定、<b>第1編</b>3-10-5 土留・仮縫切工の規定及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識、標示業協会 令和4年1月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準等の改定に伴う修正、文言の修正
道-5-5	<p><b>第5章 コンクリート橋上部</b> <b>第4節 PC橋工</b> <b>5-4-3 ポストテンション桁製作工 3.</b></p> <p>(9) プレストレス終了後のPC鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p><b>第5章 コンクリート橋上部</b> <b>第4節 PC橋工</b> <b>5-4-3 ポストテンション桁製作工 3.</b></p> <p>(9) プレストレス終了後のPC鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	誤植
道-5-5	<p><b>5-4-5 プレキャストセグメント主桁組立工 2.</b></p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。</p> <p>なお、接着剤の試験方法としては「コンクリート標準示方書・（規準編）」（土木学会、平成30年10月）における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）によるものとする。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>5-4-5 プレキャストセグメント主桁組立工 2.</b></p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。</p> <p>なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・（規準編）【2018年制定】」（土木学会、2018年10月）における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）によるものとする。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準等の改定に伴う修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
道-6-2	<p><b>第6章 トンネル (NATM)</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>建設省 道路トンネル技術基準（平成元年5月） 日本道路協会 道路トンネル技術基準（構造編）・同解説（平成15年11月） 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説（令和元年9月） 土木学会 トンネル標準示方書山岳工法編・同解説（平成28年8月） 土木学会 トンネル標準示方書開削工法編・同解説（平成28年8月） 土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説（平成28年8月）  日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針（平成21年2月） 建設省 道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様（昭和43年12月） 国土交通省 道路トンネル非常用施設設置基準（平成31年3月） 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月） 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月） 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月） 日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針（平成8年10月） 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（令和2年7月） 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和3年4月） 日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月） 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月） 厚生労働省山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン（平成30年1月）</p>	<p><b>第6章 トンネル (NATM)</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>建設省 道路トンネル技術基準（平成元年5月） 日本道路協会 道路トンネル技術基準（構造編）・同解説（平成15年11月） 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説（令和元年9月） 土木学会 トンネル標準示方書山岳工法編・同解説 [2016年制定]（平成28年8月） 土木学会 トンネル標準示方書開削工法編・同解説 [2016年制定]（平成28年8月） 土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説 [2016年制定]（平成28年8月） 日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針（平成21年2月） 建設省 道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様（昭和43年12月） 国土交通省 道路トンネル非常用施設設置基準（平成31年3月） 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月） 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月） 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月） 日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針（平成8年10月） 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（令和2年7月） 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和3年4月） 日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月） 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月） 厚生労働省山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン（平成30年1月）</p>	諸基準等の改定に伴う修正
道-6-2	<p><b>第3節 トンネル掘削工</b></p> <p><b>6-3-2 掘削工 1.</b></p> <p>受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破を避け、余掘を少なくするよう施工しなければならない。また、余掘が生じた場合は、受注者はこれに対する適切な処理を行うものとする。</p>	<p><b>第3節 トンネル掘削工</b></p> <p><b>6-3-2 掘削工 1.</b></p> <p>受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破を避け、余掘を少なくするよう施工しなければならない。また、余掘が生じた場合は、受注者はこれに対する適切な処理を行うものとする。</p>	誤植
道-6-6	<p><b>第5節 覆工</b></p> <p><b>6-5-3 覆工コンクリート工</b></p>	<p><b>第5節 覆工</b></p> <p><b>6-5-3 覆工コンクリート工 8.</b></p> <p>受注者は、トンネル覆工コンクリートの目地の形状は「三角形形状」を標準とする。 なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	条文の追加

## 長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
道-6-6	<p><b>第5節 覆工</b></p> <p>6-5-3 覆工コンクリート工 8.</p> <p>6-5-3 覆工コンクリート工 9.</p> <p>6-5-3 覆工コンクリート工 10.</p> <p>6-5-3 覆工コンクリート工 11.</p>	<p><b>第5節 覆工</b></p> <p>6-5-3 覆工コンクリート工 9.</p> <p>6-5-3 覆工コンクリート工 10.</p> <p>6-5-3 覆工コンクリート工 11.</p> <p>6-5-3 覆工コンクリート工 12.</p>	条文の追加に伴う修正
道-8-1	<p><b>第8章 コンクリートシェッド</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編） (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IIIコンクリート橋・コンクリート部材編）(平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IV下部構造編） (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V耐震設計編） (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工一擁壁工指針（平成24年7月）</p> <p>日本道路協会 道路土工一カルバート工指針（平成22年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針（平成11年3月）</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年4月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧（令和2年9月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧（令和2年9月）</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（平成6年2月）</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編） (平成16年12月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便（平成31年2月）</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）</p> <p>日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン —道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p>	<p><b>第8章 コンクリートシェッド</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編） (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IIIコンクリート橋・コンクリート部材編）(平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IV下部構造編） (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V耐震設計編） (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工一擁壁工指針（平成24年7月）</p> <p>日本道路協会 道路土工一カルバート工指針（平成22年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針（平成11年3月）</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年4月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧（令和2年9月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧（令和2年9月）</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（平成6年2月）</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） <b>[2017年制定]</b>（2018年3月）</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） <b>[2017年制定]</b>（2018年3月）</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧（平成29年6月）</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編） (平成16年12月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便（平成31年2月）</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）</p> <p>日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン —道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p>	諸基準等の改定に伴う修正

## 長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
道-9-1	<p><b>第9章 鋼製シェッド</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）      (平成29年11月)      日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編）      (平成29年11月)      日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編） (平成29年11月)      日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編） (平成29年11月)      日本道路協会 鋼道路橋施工便覽 (令和2年9月)      日本道路協会 鋼道路橋設計便覽 (令和2年9月)      日本道路協会 道路橋支承便覽 (平成31年2月)      日本道路協会 鋼道路橋防食便覽 (平成26年3月)      日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)      日本道路協会 杭基礎施工便覽 (令和2年9月)      日本道路協会 杭基礎設計便覽 (令和2年9月)      日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編)      (平成16年12月)      日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)      日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月)      日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月)      日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月)      日本道路協会 斜面上の深基礎設計施工便覽 (令和3年10月)      日本道路協会 落石対策便覽 (平成12年6月)      日本道路協会 道路防雪便覽 (平成2年5月)      日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン      一道路デザイン指針（案）とその解説一 (平成29年11月)      日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン      (平成29年11月)</p>	<p><b>第9章 鋼製シェッド</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）      (平成29年11月)      日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編）      (平成29年11月)      日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編） (平成29年11月)      日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編） (平成29年11月)      日本道路協会 鋼道路橋施工便覽 (令和2年9月)      日本道路協会 鋼道路橋設計便覽 (令和2年9月)      日本道路協会 道路橋支承便覽 (平成31年2月)      日本道路協会 鋼道路橋防食便覽 (平成26年3月)      日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)      日本道路協会 杭基礎施工便覽 (令和2年9月)      日本道路協会 杭基礎設計便覽 (令和2年9月)      日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編)      (平成16年12月)      日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)      日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月)      日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月)      日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月)      日本道路協会 斜面上の深基礎設計施工便覽 (令和3年10月)      日本道路協会 落石対策便覽 (平成29年6月)      日本道路協会 道路防雪便覽 (平成2年5月)      日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン      一道路デザイン指針（案）とその解説一 (平成29年11月)      日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン      (平成29年11月)</p>	諸基準等の改定に伴う修正
道-12-1	<p><b>第12章 共同溝</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 共同溝設計指針 (昭和61年3月)      土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法・同解説 (平成28年8月)      日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン      一道路デザイン指針（案）とその解説一 (平成29年11月)      日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン      (平成29年11月)</p>	<p><b>第12章 共同溝</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 共同溝設計指針 (昭和61年3月)      土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法・同解説      [2016年制定] (平成28年8月)      日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン      一道路デザイン指針（案）とその解説一 (平成29年11月)      日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン      (平成29年11月)</p>	諸基準等の改定に伴う修正
道-15-15	<p><b>第15章 道路維持</b>  <b>第13節 橋梁床板工</b>  <b>15-13-7 旧橋撤去工 5.</b></p> <p>受注者は、河川及び供用道路上等で、旧橋撤去工を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト殻、コンクリート殻及び撤去に使用する資材の落下を防止する対策を講じ、河道及び交通の確保に<ins>つとめ</ins>なければならない。</p>	<p><b>第15章 道路維持</b>  <b>第13節 橋梁床板工</b>  <b>15-13-7 旧橋撤去工 5.</b></p> <p>受注者は、河川及び供用道路上等で、旧橋撤去工を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト殻、コンクリート殻及び撤去に使用する資材の落下を防止する対策を講じ、河道及び交通の確保に<ins>努め</ins>なければならない。</p>	誤植

## 長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
道-15-20	<b>第19節 道路清掃工 15-19-4 路肩整正工</b> 受注者は、路肩 <b>正直</b> の施工については、路面排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、または土砂を補給して整正し、締固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げなければならない。	<b>第19節 道路清掃工 15-19-4 路肩整正工</b> 受注者は、路肩 <b>整正</b> の施工については、路面排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、または土砂を補給して整正し、締固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げなければならない。	誤植
道-15-22	<b>第20節 植栽維持工 15-20-3 樹木・芝生管理工 1.</b> 受注者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示をうけるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。また、芝生類の施工については、第1編3-3-7植生工の規定によるものとする。	<b>第20節 植栽維持工 15-20-3 樹木・芝生管理工 1.</b> 受注者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示をうけるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。また、芝生類の施工については、第1編3-3-7植生工の規定によるものとする。	誤植
道-15-22	<b>15-20-3 樹木・芝生管理工 2.</b> 受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の <b>策定</b> について(厚生労働省令和2年1月)によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所に合った剪定形式により行なわなければならない。 なお、剪定形式について監督職員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。	<b>15-20-3 樹木・芝生管理工 2.</b> 受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の <b>改正</b> について(厚生労働省令和2年1月)によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所に合った剪定形式により行なわなければならない。 なお、剪定形式について監督職員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。	誤植
道-16-1	<b>第16章 雪寒 第2節 適用すべき諸基準</b> 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編） （平成16年12月） 日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月） 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編） （平成16年12月） 日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月） 日本道路協会 輸装設計施工指針（平成18年2月） 日本道路協会 輸装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月） 日本道路協会 輸装施工便覧（平成18年2月） 日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン 一道路デザイン指針（案）とその解説一（平成29年11月） 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン （平成29年11月）	<b>第16章 雪寒 第2節 適用すべき諸基準</b> 日本建設機械施工協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編） （平成16年12月） 日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月） 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編） （平成16年12月） 日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月） 日本道路協会 輸装設計施工指針（平成18年2月） 日本道路協会 輸装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月） 日本道路協会 輸装施工便覧（平成18年2月） 日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン 一道路デザイン指針（案）とその解説一（平成29年11月） 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン （平成29年11月）	諸基準等の改定に伴う修正
道-16-2	<b>第3節 除雪工 16-3-1 一般事項 9.</b> 受注者は、施工区間の道路及び道路付属物等について、工事着手前に作業上支障となる箇所の把握を行い、事故の防止に <b>つとめ</b> なければならない。	<b>第3節 除雪工 16-3-1 一般事項 9.</b> 受注者は、施工区間の道路及び道路付属物等について、工事着手前に作業上支障となる箇所の把握を行い、事故の防止に <b>努め</b> なければならない。	誤植
道-16-3	<b>16-3-5 凍結防止工 4.</b> 受注者は、凍結防止剤の保管等については、「除雪・防雪ハンドブック（除雪編）8.5.8貯蔵及び積み込み」（日本建設機械化協会、平成16年12月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	<b>16-3-5 凍結防止工 4.</b> 受注者は、凍結防止剤の保管等については、「除雪・防雪ハンドブック（除雪編）8.5.8貯蔵及び積み込み」（日本建設機械施工協会、平成16年12月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準等の改定に伴う修正

## 長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
道-17-15	<p>第17章 道路修繕 第13節 橋梁床板工 17-22-4 RC橋脚鋼板巻立て工 29. 超音波探傷試験の検査技術者は、(一社)日本非破壊検査協会「NDIS0601 非破壊検査技術者認定規定」により認定された2種以上の有資格者とする。</p>	<p>第17章 道路修繕 第13節 橋梁床板工 17-22-4 RC橋脚鋼板巻立て工 29. 超音波探傷試験の検査技術者は、JIS Z 2305 (非破壊試験技術者の資格 及び認証)に基づく2種以上の有資格者とする。</p>	諸基準等の改定に伴う修正

## 長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
港-1-1	<b>第7編 港湾・漁港編</b> <b>第1章 材料</b> <b>第2節 土</b> <b>1－2－1 一般事項 3.</b> <p>土の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成27年12月）」を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局平成24年3月）」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、検査時までに提出しなければならない。</p>	<b>第7編 港湾・漁港編</b> <b>第1章 材料</b> <b>第2節 土</b> <b>1－2－1 一般事項 3.</b> <p>土の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成30年4月）」を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局平成24年3月）」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、検査時までに提出しなければならない。</p>	諸基準等の改定に伴う修正
港-1-2	<b>第3節 石材等</b> <b>1－3－2 砂 3.</b> <p>砂の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成27年12月）」を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成 24 年 3 月）」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「地盤改良工、土工」の基準を満足する試験成績表を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、検査時までに提出しなければならない。</p>	<b>第3節 石材等</b> <b>1－3－2 砂 3.</b> <p>砂の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成30年4月）」を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成 24 年 3 月）」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「地盤改良工、土工」の基準を満足する試験成績表を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、検査時までに提出しなければならない。</p>	諸基準等の改定に伴う修正
港-1-2	<b>1－3－3 砂利、碎石 2.</b> <p>砂利・碎石の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成27年12月）」を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成 24 年 3 月）」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、検査時までに提出しなければならない。</p>	<b>1－3－3 砂利、碎石 2.</b> <p>砂利・碎石の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成30年4月）」を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成 24 年 3 月）」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、検査時までに提出しなければならない。</p>	諸基準等の改定に伴う修正
港-1-3	<b>1－3－4 石 5.</b> <p>設計図書の定めにより鉄鋼スラグ水和固化製人工石材を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成27年12月）」を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成 24 年 3 月）」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「基礎工、本体工、被覆・根固・消波工、裏込・裏埋工（港湾工事）」の基準を満足する試験成績表を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、検査時までに提出しなければならない。</p>	<b>1－3－4 石 5.</b> <p>設計図書の定めにより鉄鋼スラグ水和固化製人工石材を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成30年4月）」を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成 24 年 3 月）」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「基礎工、本体工、被覆・根固・消波工、裏込・裏埋工（港湾工事）」の基準を満足する試験成績表を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、検査時までに提出しなければならない。</p>	諸基準等の改定に伴う修正

## 長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
港-4-1	<p><b>第4章 一般施工</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>(公社) 日本港湾協会港湾の施設の技術上の基準・同解説  (平成30年5月)</p> <p>国土交通省 ダイオキシン類に係る水底土砂の判断基準について  (平成15年9月)</p> <p><b>海岸保全施設技術研究会</b>  海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成16年6月)</p> <p>(公社) 全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書  (2015年度版)</p> <p>(公社) 全国漁港漁場協会 漁港海岸事業設計の手引  (平成25年度版)</p>	<p><b>第4章 一般施工</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>(公社) 日本港湾協会港湾の施設の技術上の基準・同解説  (平成30年5月)</p> <p>国土交通省 ダイオキシン類に係る水底土砂の判断基準について  (平成15年9月 25日 国港環計第65号)</p> <p><b>全国農地海岸保全協会・(公社)全国漁港漁場協会・  (一社)全国海岸協会・(公社)日本港湾協会</b>  海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成30年8月)</p> <p>(公社) 全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書  (2023年度版)</p> <p>(公社) 全国漁港漁場協会 漁港海岸事業設計の手引  (令和2年度版)</p>	諸基準等の改定に伴う修正
港-4-47	<p><b>第17節 付属工</b>  <b>4-17-5 車止め・縁金物工 1.</b></p> <p>ハ) 車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色及び安全標識－産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。(但し、縁金物は除く。) なお、しまの幅は20cm、傾斜は右上がり 60度でなければならない。</p>	<p><b>第17節 付属工</b>  <b>4-17-5 車止め・縁金物工 1.</b></p> <p>ハ) 車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色及び安全標識－産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。(ただし、縁金物は除く。) なお、しまの幅は20cm、傾斜は右上がり 60度でなければならない。</p>	誤植
港-4-59	<p><b>第24節 維持補修工</b>  <b>4-24-2 維持塗装工 2.</b></p> <p>② 車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色及び安全標識－産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。(但し、縁金物は除く。) なお、しまの幅は 20cm、傾斜は右上がり 60度でなければならない。</p>	<p><b>第24節 維持補修工</b>  <b>4-24-2 維持塗装工 2.</b></p> <p>② 車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色及び安全標識－産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。(ただし、縁金物は除く。) なお、しまの幅は 20cm、傾斜は右上がり 60度でなければならない。</p>	誤植

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
下-1-1	<p>第10編 下水道編 第1章 下水道 第1節 適用 2.</p> <p>2. 本章に定めのない事項については、第1編共通編第2章材料及び第1編共通編第3章一般施工、(財)下水道新技術推進機構発行の下水道土木工事必携(案)(2014年版)の規定によるものとする。</p>	<p>第10編 下水道編 第1章 下水道 第1節 適用 2.</p> <p>2. 本章に定めのない事項については、第1編共通編第2章材料及び第1編共通編第3章一般施工、(財)下水道新技術推進機構発行の下水道土木工事必携(案)(2021年版)の規定によるものとする。</p>	諸基準等の改定に伴う修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要																																																																						
2	<p>段階確認書</p> <p style="text-align: center;"><b>段 階 確 認 書</b></p> <p>請負者記入欄</p> <p>1. 工事名 :</p> <p>2. 確認種別 :</p> <p>3. 確認事項 :</p> <p>上記について、段階確認をお願いします。</p> <p>年 月 日 現場代理人 _____</p> <p>確認者記入欄</p> <p>4. 確認日 : 年 月 日</p> <p>5. 確認者 : (自署)</p> <p>6. 確認方法 : 臨場・机上</p> <p>7. 確認結果 :</p> <p>監督職員記入欄 (※確認者が監督職員以外の場合に記入)</p> <p>上記について、確認しました。</p> <p>年 月 日 監督員 _____</p>	<p>段階確認書</p> <p style="text-align: center;">様式-11</p> <p style="text-align: center;"><b>段 階 確 認 書</b></p> <p style="text-align: center;"><b>施 工 予 定 表</b></p> <p>年月日:</p> <p>長崎県建設工事共通仕様書の1-1-24に基づき、下記のとおり施工段階の予定期限を報告いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>工事名</td> <td>受注者名: 現場代理人名等:</td> </tr> <tr><td>種 別</td><td>細 別</td><td>確認時期項目</td><td>施工予定期限</td><td>記 事</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table> <p>年月日:</p> <p style="text-align: center;"><b>通 知 書</b></p> <p>下記種別について、段階確認を行ったので通知します。 確認者名:</p> <table border="1"> <tr> <td>確 認 種 別</td> <td>確 認 細 別</td> <td>確 認 時 期 項 目</td> <td>確 認 実 施 日 等</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table> <p>年月日:</p> <p style="text-align: center;"><b>確 認 書</b></p> <p>(※確認者が監督職員以外の場合に記入) 上記について、段階確認を実施し確認した。</p> <p>監督職員名: _____</p>	工事名	受注者名: 現場代理人名等:	種 別	細 別	確認時期項目	施工予定期限	記 事																																				確 認 種 別	確 認 細 別	確 認 時 期 項 目	確 認 実 施 日 等																									統一様式への移行に伴う改定
工事名	受注者名: 現場代理人名等:																																																																								
種 別	細 別	確認時期項目	施工予定期限	記 事																																																																					
確 認 種 別	確 認 細 別	確 認 時 期 項 目	確 認 実 施 日 等																																																																						

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要																																																																				
8	<p><b>事故等発生速報（第1報）</b></p> <p>様式1（発注機関作成）</p> <p style="text-align: center;">事 故 等 発 生 速 報 (第1報)</p> <p>令和 年 月 日 現在</p> <p>1 発注番号 (PIES番号) [REDACTED] 2 工事(業務)名 [REDACTED] 3 発生場所 [REDACTED] 4 発注機関名 [REDACTED] 5 発生年月日 令和 年 月 日 時 分 頃発生 6 工期 自 [REDACTED] ~ 至 [REDACTED] 7 請負金額 ￥ [REDACTED] 円 (落札率 [REDACTED]) 8 請負業者名 [REDACTED] 9 事故種別 [REDACTED] 10 被災者の所属 (起因者所属) [REDACTED] 業者名: [REDACTED] 11 被災者名 (または被災物件名) [REDACTED] 性別 [REDACTED] 年齢 [REDACTED] 歳 12 被災者の症状 (被災物件状況) [REDACTED] 13 職種 (工事関係者のみ) [REDACTED] 14 事故の概要 (1) 事故の形態 (墜落、飛来・落下等、現段階で分かれる範囲で結構です。) [REDACTED] (2) 事故の発生状況 [REDACTED]</p> <table border="1"> <tr> <td>受付日時</td> <td>現場から工事担当課へ 月 日 時 分</td> <td>工事担当課から県庁へ 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>報告担当者所属 (内線番号)</td> <td>[REDACTED]</td> <td>担当者氏名 [REDACTED]</td> </tr> </table> <p>提出先: 県庁 <b>事業主管課</b> および <b>建設企画課</b> (E-Mail: iyohou@pref.nagasaki.lg.jp・FAX: 095-894-3461) 提出前に電話連絡をしておくこと: <b>主幹課</b> および <b>建設企画課</b> (直通 (095) 894-3023、内線3023) ※事故発生後速やかに提出。 ※第1報提出後、事故の詳細が判明し、図面・写真等準備でき次第、第2報を速やかに提出。 ※人身事故の場合は、以降報告（第2報～）に<b>診断書</b>を速やかに提出。</p>	受付日時	現場から工事担当課へ 月 日 時 分	工事担当課から県庁へ 月 日 時 分	報告担当者所属 (内線番号)	[REDACTED]	担当者氏名 [REDACTED]	<p><b>事故速報（第1報）</b></p> <p>様式1</p> <p style="text-align: center;">事 故 速 報 (第 1 報)</p> <table border="1"> <tr> <td>情報の通報者名</td> <td colspan="3">受信</td> </tr> <tr> <td>発信者</td> <td>受信者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事故発生月日</td> <td>時間</td> <td colspan="2">天候(温度)</td> </tr> <tr> <td>事故発生場所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td colspan="3">発注番号 (PIES)</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>令和 年 月 日</td> <td>契約区分</td> <td>[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td>受注者名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>事故の内訳</td> <td>氏名</td> <td>年齢</td> <td>性別</td> <td>職種</td> <td>被害の程度</td> <td>備考(病院名等)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[REDACTED]</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[REDACTED]</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[REDACTED]</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>事故の概要</p> <p>事故の種別 被災者の症状 事故の発生状況</p> <p>備考</p> <table border="1"> <tr> <td>受付日時</td> <td>現場から工事担当課へ</td> <td>工事担当課から県庁へ</td> </tr> <tr> <td>報告担当者所属 (内線番号)</td> <td>[REDACTED]</td> <td>担当者氏名 [REDACTED]</td> </tr> </table> <p>提出先: 県庁 <b>事業主管課</b> および <b>建設企画課</b> (E-Mail: iyohou@pref.nagasaki.lg.jp・FAX: 095-894-3461) 提出前に電話連絡をしておくこと: <b>主幹課</b> および <b>建設企画課</b> (直通 (095) 894-3023、内線3023) ※事故発生後速やかに提出。 ※第1報提出後、事故の詳細が判明し、図面・写真等準備でき次第、第2報を速やかに提出。 ※労働災害または負傷公衆災害の場合は、以降報告（第2報～）にて<b>診断書</b>を速やかに提出。</p>	情報の通報者名	受信			発信者	受信者			事故発生月日	時間	天候(温度)		事故発生場所				工事名	発注番号 (PIES)			工期	令和 年 月 日	契約区分	[REDACTED]	受注者名				事故の内訳	氏名	年齢	性別	職種	被害の程度	備考(病院名等)		[REDACTED]	歳						[REDACTED]	歳						[REDACTED]	歳					受付日時	現場から工事担当課へ	工事担当課から県庁へ	報告担当者所属 (内線番号)	[REDACTED]	担当者氏名 [REDACTED]	統一様式への移行に伴う改定
受付日時	現場から工事担当課へ 月 日 時 分	工事担当課から県庁へ 月 日 時 分																																																																					
報告担当者所属 (内線番号)	[REDACTED]	担当者氏名 [REDACTED]																																																																					
情報の通報者名	受信																																																																						
発信者	受信者																																																																						
事故発生月日	時間	天候(温度)																																																																					
事故発生場所																																																																							
工事名	発注番号 (PIES)																																																																						
工期	令和 年 月 日	契約区分	[REDACTED]																																																																				
受注者名																																																																							
事故の内訳	氏名	年齢	性別	職種	被害の程度	備考(病院名等)																																																																	
	[REDACTED]	歳																																																																					
	[REDACTED]	歳																																																																					
	[REDACTED]	歳																																																																					
受付日時	現場から工事担当課へ	工事担当課から県庁へ																																																																					
報告担当者所属 (内線番号)	[REDACTED]	担当者氏名 [REDACTED]																																																																					

## 長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要																																													
9	<p><b>事故等発生速報（第1報）【記入例】</b></p> <p>式1（発注機関作成）</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">記入例</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">令和〇〇年〇〇月〇〇日 現在</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>事故等発生速報（第1報）</b></td> </tr> <tr> <td>1 発注番号 〇〇〇〇〇 (5ヶタ) (P-ス番号)</td> </tr> <tr> <td>2 工事（業務）名 一般国道〇〇線道路改良工事</td> </tr> <tr> <td>3 発生場所 ・〇〇市〇〇〇町（工事現場内） ・〇〇市〇〇〇町（工事現場外）※工事場所△△市△△△町</td> </tr> <tr> <td>4 発注機関名 〇〇振興局・事務所 〇〇〇〇課</td> </tr> <tr> <td>5 発生年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇~24時〇〇分頃発生</td> </tr> <tr> <td>6 工期 自 平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 至 平成〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td>7 請負金額 ￥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円 (落札率〇〇.〇〇%) (事故発生時の請負金額)</td> </tr> <tr> <td>8 請負業者名 〇〇〇・△△△特定建設工事共同企業体</td> </tr> <tr> <td>9 事故種別</td> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事関係者事故（工事関係者が作業時に起こした事故。重機転倒のみなど死傷なしもしくは。）</li> <li>公衆災害事故（工事作業が起因して、第三者の人員・交通・物損事故など）</li> <li>もらい事故（工事関係者以外の第3者が起因して工事関係者が死傷した事故。）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>10 被災者の所属（起因者所属）</td> <td>元請・下請〔〇次下請〕</td> <td>業者名：（株）〇〇建設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 被災者名（被災物件名）</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>性別 男・女 年齢 〇〇歳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 被災者の症状（被災物件状況）</td> <td colspan="3">〇〇骨折・〇〇裂傷、〇〇電柱破損など（入院〇ヶ月予定・全治〇ヶ月など）</td> </tr> <tr> <td>13 職種（工事関係者のみ）</td> <td colspan="3">現場代理人・作業員・運転手など</td> </tr> <tr> <td>14 事故の概要</td> <td colspan="3"> <p>(1) 事故の形態（墜落、飛来、落下等、現段階で分かる範囲で結構です。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路法面、足場等からの墜落、転落・吊り荷、資材等の飛来、落下・土砂崩壊</li> <li>建設機械の転倒、接触、衝突、下敷・資材等への滾き、滑りによる転倒・交通事故など</li> </ul> <p>(2) 事故の発生状況 請負業者から報告（速報）を受けて、分かる範囲で記入して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>報告例 ①〇〇の作業中に ②どういう状況で ③〇〇をしていた人が ④どうなった ⑤重大な事故か否か</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>受付日時</td> <td>現場から工事担当課へ 〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分</td> <td>工事担当課から県庁へ 〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告担当者所属（内線番号）</td> <td>〇〇振興局・事務所 〇〇〇〇課 (内線3023)</td> <td>担当者氏名 〇〇〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <small>提出先：県庁<b>事業主管課</b>および<b>建設企画課</b> (E-Mail : <a href="mailto:bihou@pref.nagasaki.lg.jp">bihou@pref.nagasaki.lg.jp</a> , FAX : 095-894-3461)            提出前に電話連絡をしておくこと：<b>主管課</b>および<b>建設企画課</b> (直通 (095) 894-3023, 内線3023)            ※事故発生後速やかに提出。            ※第1報提出後、事故の詳細が判明し、図面・写真等準備でき次第、第2報を速やかに提出。            ※人命事故の場合は、以降報告（第2報～）にて診断書を速やかに提出。</small> </td> </tr> </table>	記入例	令和〇〇年〇〇月〇〇日 現在	<b>事故等発生速報（第1報）</b>	1 発注番号 〇〇〇〇〇 (5ヶタ) (P-ス番号)	2 工事（業務）名 一般国道〇〇線道路改良工事	3 発生場所 ・〇〇市〇〇〇町（工事現場内） ・〇〇市〇〇〇町（工事現場外）※工事場所△△市△△△町	4 発注機関名 〇〇振興局・事務所 〇〇〇〇課	5 発生年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇~24時〇〇分頃発生	6 工期 自 平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 至 平成〇〇年〇〇月〇〇日	7 請負金額 ￥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円 (落札率〇〇.〇〇%) (事故発生時の請負金額)	8 請負業者名 〇〇〇・△△△特定建設工事共同企業体	9 事故種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事関係者事故（工事関係者が作業時に起こした事故。重機転倒のみなど死傷なしもしくは。）</li> <li>公衆災害事故（工事作業が起因して、第三者の人員・交通・物損事故など）</li> <li>もらい事故（工事関係者以外の第3者が起因して工事関係者が死傷した事故。）</li> </ul>			10 被災者の所属（起因者所属）	元請・下請〔〇次下請〕	業者名：（株）〇〇建設		11 被災者名（被災物件名）	〇〇〇〇	性別 男・女 年齢 〇〇歳		12 被災者の症状（被災物件状況）	〇〇骨折・〇〇裂傷、〇〇電柱破損など（入院〇ヶ月予定・全治〇ヶ月など）			13 職種（工事関係者のみ）	現場代理人・作業員・運転手など			14 事故の概要	<p>(1) 事故の形態（墜落、飛来、落下等、現段階で分かる範囲で結構です。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路法面、足場等からの墜落、転落・吊り荷、資材等の飛来、落下・土砂崩壊</li> <li>建設機械の転倒、接触、衝突、下敷・資材等への滾き、滑りによる転倒・交通事故など</li> </ul> <p>(2) 事故の発生状況 請負業者から報告（速報）を受けて、分かる範囲で記入して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>報告例 ①〇〇の作業中に ②どういう状況で ③〇〇をしていた人が ④どうなった ⑤重大な事故か否か</li> </ul>			受付日時	現場から工事担当課へ 〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分	工事担当課から県庁へ 〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分		報告担当者所属（内線番号）	〇〇振興局・事務所 〇〇〇〇課 (内線3023)	担当者氏名 〇〇〇〇		<small>提出先：県庁<b>事業主管課</b>および<b>建設企画課</b> (E-Mail : <a href="mailto:bihou@pref.nagasaki.lg.jp">bihou@pref.nagasaki.lg.jp</a> , FAX : 095-894-3461)            提出前に電話連絡をしておくこと：<b>主管課</b>および<b>建設企画課</b> (直通 (095) 894-3023, 内線3023)            ※事故発生後速やかに提出。            ※第1報提出後、事故の詳細が判明し、図面・写真等準備でき次第、第2報を速やかに提出。            ※人命事故の場合は、以降報告（第2報～）にて診断書を速やかに提出。</small>			
記入例																																																
令和〇〇年〇〇月〇〇日 現在																																																
<b>事故等発生速報（第1報）</b>																																																
1 発注番号 〇〇〇〇〇 (5ヶタ) (P-ス番号)																																																
2 工事（業務）名 一般国道〇〇線道路改良工事																																																
3 発生場所 ・〇〇市〇〇〇町（工事現場内） ・〇〇市〇〇〇町（工事現場外）※工事場所△△市△△△町																																																
4 発注機関名 〇〇振興局・事務所 〇〇〇〇課																																																
5 発生年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇~24時〇〇分頃発生																																																
6 工期 自 平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 至 平成〇〇年〇〇月〇〇日																																																
7 請負金額 ￥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円 (落札率〇〇.〇〇%) (事故発生時の請負金額)																																																
8 請負業者名 〇〇〇・△△△特定建設工事共同企業体																																																
9 事故種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事関係者事故（工事関係者が作業時に起こした事故。重機転倒のみなど死傷なしもしくは。）</li> <li>公衆災害事故（工事作業が起因して、第三者の人員・交通・物損事故など）</li> <li>もらい事故（工事関係者以外の第3者が起因して工事関係者が死傷した事故。）</li> </ul>																																															
10 被災者の所属（起因者所属）	元請・下請〔〇次下請〕	業者名：（株）〇〇建設																																														
11 被災者名（被災物件名）	〇〇〇〇	性別 男・女 年齢 〇〇歳																																														
12 被災者の症状（被災物件状況）	〇〇骨折・〇〇裂傷、〇〇電柱破損など（入院〇ヶ月予定・全治〇ヶ月など）																																															
13 職種（工事関係者のみ）	現場代理人・作業員・運転手など																																															
14 事故の概要	<p>(1) 事故の形態（墜落、飛来、落下等、現段階で分かる範囲で結構です。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路法面、足場等からの墜落、転落・吊り荷、資材等の飛来、落下・土砂崩壊</li> <li>建設機械の転倒、接触、衝突、下敷・資材等への滾き、滑りによる転倒・交通事故など</li> </ul> <p>(2) 事故の発生状況 請負業者から報告（速報）を受けて、分かる範囲で記入して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>報告例 ①〇〇の作業中に ②どういう状況で ③〇〇をしていた人が ④どうなった ⑤重大な事故か否か</li> </ul>																																															
受付日時	現場から工事担当課へ 〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分	工事担当課から県庁へ 〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分																																														
報告担当者所属（内線番号）	〇〇振興局・事務所 〇〇〇〇課 (内線3023)	担当者氏名 〇〇〇〇																																														
<small>提出先：県庁<b>事業主管課</b>および<b>建設企画課</b> (E-Mail : <a href="mailto:bihou@pref.nagasaki.lg.jp">bihou@pref.nagasaki.lg.jp</a> , FAX : 095-894-3461)            提出前に電話連絡をしておくこと：<b>主管課</b>および<b>建設企画課</b> (直通 (095) 894-3023, 内線3023)            ※事故発生後速やかに提出。            ※第1報提出後、事故の詳細が判明し、図面・写真等準備でき次第、第2報を速やかに提出。            ※人命事故の場合は、以降報告（第2報～）にて診断書を速やかに提出。</small>																																																

**事故速報（第1報）【記入例】**

式1			
<b>事故速報（第1報）記入例</b>			
情報の通報者名 (株)〇〇建設 作業員 〇〇〇〇 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分受信			
発信者 (株)〇〇建設 主任技術者 〇〇〇〇 受信者 〇〇振興局〇〇課 〇〇〇〇 事故発生月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇) 〇〇時〇〇分 天候(温度) 晴れ(〇〇°C)			
事故発生場所 〇〇市〇〇〇町（工事現場内）			
工事名 一般国道〇〇線道路改良工事 発注番号 (PIES) 〇〇〇〇〇(5ヶタ)			
工期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 契約区分 一般競争入札 指名競争入札 随意契約			
受注者名 〇〇〇・△△△特定建設工事共同企業体			
事 故 の 内 容	氏名 〇〇〇〇 年齢 〇〇歳 性別 男 職種 〇〇作業員 痛度 軽度 備考 (病院名等)		
事 故 の 概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故の種別 労働災害、負傷公衆災害、物損公衆災害、もらい事故、その他事故のどれに該当するか。</li> <li>被災者の症状 〇〇骨折、〇〇裂傷、〇〇電柱破損など（入院〇ヶ月予定・全治〇ヶ月など）</li> <li>事故の発生状況 ①〇〇の作業中に ②どういう状況で ③〇〇をしていた人が ④どうなった ⑤重大な事故か否か</li> </ul>		
信 息			
受付日時	現場から工事担当課へ 〇〇月〇〇日(〇) 〇〇時〇〇分	工事担当課から県庁へ 〇〇月〇〇日(〇) 〇〇時〇〇分	
報告担当者所属（内線番号）	〇〇振興局・事務所 〇〇〇〇課 (内線3023)	担当者氏名 〇〇〇〇 主任技師 〇〇〇〇	
<small>提出先：県庁<b>事業主管課</b>および<b>建設企画課</b> (E-Mail : <a href="mailto:bihou@pref.nagasaki.lg.jp">bihou@pref.nagasaki.lg.jp</a> , FAX : 095-894-3461)            提出前に電話連絡をしておくこと：<b>主管課</b>および<b>建設企画課</b> (直通 (095) 894-3023, 内線3023)            ※事故発生後速やかに提出。            ※第1報提出後、事故の詳細が判明し、図面・写真等準備でき次第、第2報を速やかに提出。            ※労働災害または負傷公衆災害の場合は、以降報告（第2報～）にて診断書を速やかに提出。</small>			

 統一様式への移行に伴う改定 |

## 長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
14		<p style="color: red;">被災者の現場復帰届</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>発注機関作成 令和 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日</p> <p style="text-align: center;"><b>被 災 者 の 現 場 復 帰 届</b></p> <p>1 受付番号 2 工事(業務)名 3 発生場所 4 発注機関名 5 発生年月日</p> <p style="text-align: right;">[ ] 年 [ ] 月 [ ] 日</p> <p>6 工期 自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日 7 請負金額 ¥ [ ] 円 (落札率 [ ])</p> <p>8 受注者名 9 事故種別 10 被災者の所属 (起因者所属) 11 被災者名</p> <p style="text-align: right;">業者名: 性別 [ ] 年齢 [ ] 歳</p> <p>12 被災者の症状 13 職種 14 診断書交付日 [ ] 日 休業日数 [ ] 日 15 職場復帰確認 [ ] 16 復帰後の仕事内容 [ ] 17 医療機関名 [ ] 担当医名 [ ] 職場(現場)復帰にかかる担当医師との協議内容 [ ]</p> <p>添付資料: 復帰状況写真及び診断書等がある場合は、写しを提出して下さい。</p> <p>16 備考 職場復帰後も再入院やリハビリ等に要した日は、休業扱いとなるため診断された症状にもよりますが1ヶ月程度は復帰後、問題ないか経過報告として出勤簿の確認提出をお願いします。 提出先: 県庁事業主管課および建設企画課 (E-Mail: <a href="mailto:ivohou@pref.nagasaki.lg.jp">ivohou@pref.nagasaki.lg.jp</a> • FAX: 095-894-3461) 問い合わせ先: 建設企画課技術情報班 (直通 (095) 894-3023、内線3023)</p> </div>	様式追加

## 長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
15		<p style="color: red;">被災者の現場復帰届【記入例】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">発注機関作成 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">記入例</span> 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><b>被 灾 者 の 現 場 復 帰 届</b></p> <p>1 受付番号 12      2 工事(業務)名 一般国道〇〇線道路改良工事      3 発生場所 〇〇市〇〇〇町(工事現場内)      4 発注機関名 〇〇振興局〇〇課      5 発生年月日 令和〇年〇月〇日 〇時〇分頃発生      6 工期 自 令和〇年〇月〇日 ~ 至 令和〇年〇月〇日      7 請負金額 ¥ 100,000,000 円 (落札率 98.2%)      8 受注者名 〇〇〇・△△△特定建設工事共同企業体      9 事故種別 O      10 被災者の所属 (起因者所属) 下請〔一次下請〕 業者名: 〇〇〇・△△△特定建設工事共同企業体      11 被災者名 建設 太郎 性別 男 年齢 60 歳      12 被災者の症状 〇〇骨折・〇〇裂傷、〇〇電柱破損など      13 職種 現場代理人・作業員・運転手など      14 診断書加療日 30 日 休業日数 10 日      15 職場復帰確認 監理技術者 〇〇 〇〇      16 復帰後の仕事内容 • 安全活動の点検や巡回、記録      • 〇〇作業の補助等の軽作業      17 医療機関名 〇〇病院 〇〇科      担当医名 〇〇 〇〇      職場(現場)復帰にかかる担当医師との協議内容      (記入例)      • 職場復帰について、本人が〇月〇日の受診時に担当医へ確認したところ、患部に支障がないような作業であれば問題なしとのことを本人から確認。      • 本人の意向も確認し、患部に影響がない作業に従事することを了解済み。   </p> <p style="text-align: center;">添付資料: 復帰状況写真及び診断書等がある場合は、写しを提出して下さい。</p> <p>18 備考 職場復帰後も再入院やリハビリ等に要した日は、休業扱いとなることから、医師の意見や症状にもよりますが1ヶ月程度は復帰後、問題ないか経過報告として出勤簿の確認・提出をお願いします。</p> <p>提出先: 県庁事業主管課および建設企画課 (E-Mail: iwohou@pref.nagasaki.jp・FAX: 095-894-3461)      問い合せ先: 建設企画課技術情報班 (直通: 095-894-3023、内線3023)</p> </div>	様式追加



長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R06.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要																																																																																																																																																																																																																																				
21	<p>下請企業使用報告書</p> <p>様式-1(県内業者、県内産建設資材の活用用) 下請企業使用報告書 (完成 変更 完成) 令和 年 月 日</p> <p>商号又は 名 称 _____</p> <p>営業所名 _____</p> <p>代表者名 _____</p> <p>所在 地 _____</p> <p>発注番号 _____</p> <p>工事番号 _____</p> <p>工 事 名 _____</p> <p>工事場所 _____</p> <p>請負金額 _____</p> <p>下請企業一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>請負区分</th> <th>県内県外区分</th> <th>大臣・知事コード+許可番号</th> <th>商号又は名称 営業所名</th> <th>所 在 地</th> <th>工 種</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="15">元請</td><td rowspan="15"></td><td rowspan="15"></td><td rowspan="15"></td><td rowspan="15"></td><td rowspan="15"></td><td rowspan="15"></td><td rowspan="15"></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	請負区分	県内県外区分	大臣・知事コード+許可番号	商号又は名称 営業所名	所 在 地	工 種	金 額	備 考	元請																																																																																																										<p>下請企業使用報告書</p> <p>様式-1(県内業者、県内産建設資材の活用用) 下請企業使用報告書 (完成) 令和 年 月 日</p> <p>商号又は 名 称 _____</p> <p>営業所名 _____</p> <p>代表者名 _____</p> <p>所在 地 _____</p> <p>発注番号 _____</p> <p>工事番号 _____</p> <p>工 事 名 _____</p> <p>工事場所 _____</p> <p>請負金額 _____</p> <p>下請企業一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>請負区分</th> <th>県内県外区分</th> <th>大臣・知事コード+許可番号</th> <th>商号又は名称 営業所名</th> <th>所 在 地</th> <th>工 種</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="15">元請</td><td rowspan="15"></td><td rowspan="15"></td><td rowspan="15"></td><td rowspan="15"></td><td rowspan="15"></td><td rowspan="15"></td><td rowspan="15"></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	請負区分	県内県外区分	大臣・知事コード+許可番号	商号又は名称 営業所名	所 在 地	工 種	金 額	備 考	元請																																																																																																										<p>誤植 (当初、変更の削除)</p>
請負区分	県内県外区分	大臣・知事コード+許可番号	商号又は名称 営業所名	所 在 地	工 種	金 額	備 考																																																																																																																																																																																																																																
元請																																																																																																																																																																																																																																							
請負区分	県内県外区分	大臣・知事コード+許可番号	商号又は名称 営業所名	所 在 地	工 種	金 額	備 考																																																																																																																																																																																																																																
元請																																																																																																																																																																																																																																							